

平成24年6月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成24年6月中川村議会定例会議事日程(1)

平成24年6月11日(月) 午前9時00分 開会

- (1) ドクターヘリ、防災ヘリのヘリポート整備について
- (2) 「脱原発をめざす首長会議」への参加について

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて 〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第5	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて 〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第6	承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて 〔平成23年度中川村一般会計補正予算(第8号)〕
日程第7	承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて 〔平成23年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)〕
日程第8	承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて 〔平成23年度中川村介護保険事業特別会計補正予算(第5号)〕
日程第9	承認第6号	専決処分事項の承認を求めることについて 〔平成23年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)〕
日程第10	承認第7号	専決処分事項の承認を求めることについて 〔平成23年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)〕
日程第11	承認第8号	専決処分事項の承認を求めることについて 〔平成23年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)〕
日程第12	議案第1号	中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第2号	外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第14	議案第3号	中川村過疎地域自立促進計画の変更について
日程第15	議案第4号	平成24年度中川村一般会計補正予算(第1号)

日程第13 一般質問

4番 山崎啓造

- (1) 中川村の持ち味を生かした活性化策は

8番 柳生 仁

- (1) 災害に強い村作り
- (2) 地域おこし村の構想は

6番 大原孝芳

3番 藤川 稔

- (1) 防災対策と危機管理について
- (2) 村長の公務について

9番 竹沢 久美子

- (1) 子ども子育て新システムへの対応と子育て支援

出席議員（10名）

1番 中塚 礼次郎
2番 高橋 昭夫
3番 藤川 稔
4番 山崎 啓造
5番 村田 豊
6番 大原 孝芳
7番 湯澤 賢一
8番 柳生 仁
9番 竹沢 久美子
10番 松村 隆一

説明のために参加した者

村長	曾我 逸郎	副村長	河崎 誠
教育長	松村 正明	総務課長	宮下 健彦
会計管理者	宮澤 学	住民税務課長	北島 眞
保健福祉課長	玉垣 章司	振興課長	福島 喜弘
建設水道課長	鈴木 勝	教育次長	座光寺 悟司

職務のために参加した者

議会事務局長 中平 千賀夫
書記 松村 順子

平成24年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成24年6月11日 午前9時00分 開会

○事務局長 ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）着席ください。（一同着席）

○議長 おはようございます。
ご参集ご苦労さまでございます。
ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成24年6月中川村議会定例会を開会いたします。
ここで議案の訂正がありますので、事務局長より申し上げます。

○事務局長 議案第4号 平成24年度中川村一般会計補正予算（第1号）の表計算に誤りがありましたので、お手元に配付してあります正誤表により訂正をお願いいたします。

○議長 これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。

○村長 平成24年6月中川村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれ多用な中、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。
この春は、気温の低い日が多く、農作物への影響も心配されましたが、幸い、これまでのところ目立った障害もなく、順調に生育をしているようであります。
夏の気温がどうなるのか気になるところでございますけれども、関西電力管轄エリアの電力不足が心配とのことで、政府は、大飯原発を確たる安全確保策もないまま、なし崩し的に再稼働しようとしております。
福井県から風船を飛ばすと長野県まで届いたという報告もあり、そうであれば、いざ事が起これば、長野県も汚染される可能性があります。
さきの長野県議会危機管理建設委員会現地視察では、原発事故等による放射能災害への対策を要望いたしましたが、国に対しても全原発の停止継続と使用済核燃料棒等の核物質の厳正な管理、事故の際の迅速・的確な対応を求めるものであります。
中部電力は、幸い原発への依存度も低く、関西電力に電力の支援をしても、過剰な節電のお願いなしに、この夏を乗り越えられるとの予測をしております。
しかしながら、我々としても真夏の午後数時間のピークだけでも節電に努めれば、関西へ送る電力量も増え、大飯原発の再稼働を防ぐことができるかもしれません。
役場でも、冷房の使用を減らすため、庁舎1階の南側、東側に緑のカーテンを備えました。
せめて、今回の原発災害を、ぜいたくや便利さに慣れ切ってしまった私たちの暮らしぶりを見直す機会にしたいと思っております。
国政では、税と社会保障の一体改革という言葉が繰り返し唱えられていますが、消費税増税だけが目的のように感じられ、政局も混迷をしております。
欧州も、ギリシャ、スペインなど、依然として極めて不安定な状況であります。

こうした外部の混乱になるべく翻弄されないよう、中川村としては、村の可能性を生かした内発的な発展を目指すべきだと考えておりますが、最近では、農業機械による事故が相次ぎ、死亡事故もあり、担い手として頑張っておられた方がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈り申し上げます。

とっさの動きが若いころのように俊敏にいかなかったのかもしれない、これも農業の高齢化のあらわれかもしれません。

内発的発展へと流れを変えるための時間、余力は、余り残されていないと改めて感じます。

議員各位のご協力をいただいて心豊かな村の暮らしが末永く持続するよう努力を重ねていきたいと思っております。

さて、今定例会に提出いたします案件は、専決処分の報告についてなど報告が3件、中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてなど専決処分の承認を求める承認が8件、中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてなど条例案件が2件、中川村過疎地域自立促進計画の変更についての議案が1件、平成24年度中川村一般会計補正予算（第1号）の補正予算の議案が1件、計15件であります。

いずれも重要な案件でありますので、慎重なご審議をお願い申し上げ、定例議会開会のあいさつといたします。

よろしく願い申し上げます。

○議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第120条の規定により、7番 湯澤賢一議員及び8番 柳生仁議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

○議会運営委員長 過日行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、今定例会の会期を本日6月11日から15日までの5日間とするものです。

次に日程ですが、本日は、承認第1号から承認第8号の承認案件につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

続いて、議案第1号及び議案第2号の条例案件、議案第3号の一般案件、議案第4号の補正予算につきましては、上程、提案理由の説明から採決までをお願いします。

引き続き一般質問を行います。

その際には、質問席の準備のための休憩をとっていただきますようお願いいたします。

12日は、午前9時から本会議をお願いし、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

13日は委員会の日程としますので、請願及び陳情の付託を受けた委員会は、その中で審査をお願いします。

14日は議案調査とします。

最終日の15日は、午後1時30分から本会議をお願いし、請願及び陳情の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

請願及び陳情に関連する意見書等の発議がありましたら、上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

なお、議場内においても夏季の軽装を適用させていただき、ノー上着、ノーネクタイを可としますので、ご承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますよう、ここにお願いをいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長 配付文書に、一部、訂正がありますので、事務局長のほうから申し上げます。

○事務局長 議会定例会予定表ですが、15日の最終日、議会運営委員会、1時からということをお願いいたします。

本会議、1時30分からの開会ということで訂正をお願いしたいと思います。

○議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から15日までの5日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から15日までの5日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、監査委員から例月出納検査の報告があり、写しをお手元に配付しておきましたので、ごらんいただき、ご了承願います。

次に、去る3月定例会において可決された原子力発電所の安全対策と脱原発政策の実行を求める意見書につきましては、内閣総理大臣を初め関係機関へ提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会までに受理した請願、陳情につきましては、議会会議規則第95条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

次に、本定例会に提出される議案は、一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、村長より行政報告の申し出がありました。

報告第1号及び報告第3号について報告を求めます。

なお、報告第3号の中川村土地開発公社の経営状況についてにつきましては、後ほど時間をとり細部についての説明を受ける予定ですので、ご承知おきください。

以上で諸般の報告を終わります。

○総務課長 それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

○総務課長

まず、報告第1号の専決処分報告をさせていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会により指定されている事項について別紙のように専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をいたします。

裏面をごらんいただきたいと思います。

専決第1号 専決処分書、平成24年4月17日の専決であります。

道路の管理にかかる損害賠償の額を次のように決定し、和解する。

事故発生日時は、そこに記されておりますとおり4月8日、午前11時50分ごろでございます。

事故発生場所は、中川村片桐、村道針ヶ平七久保線でございます。

相手方の方は、ここに記されておりますとおりでありまして、被害車両は、その所有者の普通乗用車でございます。

事故の概要でありますけれども、村道針ヶ平七久保線道路を走行中に、横断溝のグレーチングぶたをはね上げて、車両下部のマフラー部分を損傷したものでございます。

事故の場所につきましては、針ヶ平地籍の村有の倉庫がございますけれども、その西方の道路上でございます。

補償額は1万6,118円でございます。

以上、報告いたします。

続きまして報告第2号をお願いいたします。

報告第2号は、平成23年度中川村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

これについて説明をいたします。

平成23年度中川村一般会計補正予算(第8号)で定めました繰越明許費を別紙計算書のように翌年度に繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令の規定によりまして報告をいたします。

計算書をごらんいただきたいと思います。

翌年度への繰り越し事業、繰越額でございますが、平成22年度事業を23年度に繰り越したときに比べまして少なくなっております。

事業費総額1億8,047万4,000円の3事業のうち繰越事業費は7,195万1,000円でございます。

起債対象の事業であります。村単道路改良事業、村道針ヶ平七久保線改良工事、村道矢田黒牛線改良工事の2事業でございます。2,876万円です。

国庫補助対象事業は、災害復旧事業でありまして、農業用施設災害復旧工事、北島、北島の頭首工でございますが、この4,319万1,000円でございます。

財源につきましては、特定財源が災害復旧にかかる国の補助金1,923万8,000円ほか過疎対策事業債860万円、辺地債2,005万円の計4,788万8,000円、一般財源としまして残りの2,406万3,000円となっております。

以上、報告をいたします。

○建設水道課長

報告の第3号でございますが、地方自治法の規定に基づきまして別紙のとおり中川村土地開発公社の経営状況を説明する書類を提出し、報告するものでございますが、この場におきましては、平成23年度の事業及び決算並びに平成24年度の事業計画、予算につきまして、過日の理事会におきまして承認をいただいている旨をご報告を申し上げまして、詳細につきましては、先ほど議長さんからお話がありまして、場所を改めての説明とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

以上で諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕
及び
日程第5 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

の2議案を、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

異議なしと認めます。よって、

日程第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
〔中川村税条例の一部を改正する条例の制定について〕
日程第5 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて
〔中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

の2件を一括議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて、専決第1号 中川村税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

お手元に資料としてA3横長の税条例の改正概要が折りたたんで入っておりますので、それと条例、それから新旧対照表をあわせてごらんをいただきたいと思います。

それでは、A3横長の改正概要で説明をさせていただきます。

今回の改正は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正や、それに伴う施行令、施行規則の一部改正が、この3月31日に公布をされ、それに伴い中川村税条例の一部を改正する条例を3月31日に専決処分を行いましたので、ここに報告し、承認を求めるものでございます。

例規集については、第1巻の1751ページであります。

今回の大きな改正点は、固定資産税の負担調整措置を原則として3年間延長する、

ただし、住宅用地にかかわる負担調整措置におけますは、現行の負担水準 80%を平成 24、25 の 2 カ年につきましては 90%とした上で、平成 26 年度に廃止をするというものでございます。

それでは、表に添って説明をいたします。

一番上の第 36 条の第 1 項につきましては、寡婦・寡夫控除の語句を削るというものでございます。これにつきましては、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から寡婦・寡夫控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするということから削除をするということでございます。

続きまして、附表の第 10 条の 2、新設条例でありますけれども、これにつきましては、固定資産税の課税標準の特例措置について地域決定型地方税特例措置を導入するというものでございますけれども、具体的には、公害防止用の下水道除外施設にかかわる課税標準の特例を設けるものということでありまして、当村におきましては、該当例はございません。

続いて 10 条の 2 でありますけれども、10 条の 2 が新設されましたので、10 条の 2 を 10 条の 3 とするということでもあります。

あわせて地方税の施行規則の改正による条項整備ということでもあります。

第 11 条から 13 条までにつきましては、固定資産税に関する条項でありまして、固定資産税の負担調整を原則として現行の仕組みを 3 年間延長するというものでございますけれども、住宅用地の特例措置につきましては、24、25 の 2 カ年間の経過措置を置きまして、3 年後の平成 26 年には廃止をするということでございます。

右側の説明欄の米印、真ん中辺でありますけれども、米印の所に書いてありますけれども、土地にかかわる固定資産税につきましては、評価額が急激に上昇した場合であっても税負担の上昇は穏やかに緩やかになるように課税標準を徐々に是正する負担調整措置というものが講じられておりますけれども、平成 24 年から 26 年までの負担調整につきましては引き続き延長をしますが、合理性が低下をした負担調整の特例措置の見直しとして住宅用の特例措置が廃止がされました。ただし、平成 25 年度までは負担水準 90%以上の住宅用地の据え置き措置が残されまして、現行の負担水準 80%を 1 年間延長し、90%とし、3 年後の 26 年には廃止をするということでございます。

裏面の後ろの右下の表を見ていただきたいと思いますが、固定資産税の住宅用地にかかわる課税標準といたすのは、住宅用地につきましては 200 m²以下のものについては評価額の 6 分の 1、200 m²を超える部分については 3 分の 1 というのが上限ということでございます。また、この負担調整に、この上限額に達しない場合につきましては、毎年 5%を限度に加算をされますけれども、現行では 80%を超える場合には 80%に据え置かれておりますが、これを 90%とするということでございます。

表のページに戻っていただきまして、そういうことで、本来の課税標準額につきまして、住宅用地については 6 分の 1、3 分の 1 というような軽減措置が講じられておりますし、それから、そのほかの非住宅用地、商業地等という言葉で申しておりますけれども、それについては 10 分の 7 というふうに特例措置が設けられているというも

のでございます。これにつきまして、住宅用地については 80 を 90 にした上で 3 年後には廃止をするということ、それから、商業地等の非住宅用地については現行の水準を維持をするということでもあります。

それでは、各条項について説明をしていきますと、第 11 条については、年度の変更と条項の整備であります。

11 条の 2 につきましては、土地の下落修正、負担急増にかかわる減額制度の特例の延長。

第 12 条につきましては、宅地等の特例で、ここで住宅用地の特例の廃止の条項であります。

第 13 条については、農地に対する負担調整の、これは 3 年間の延長ということでもあります。

一番下、第 15 条でありますけれども、特別土地保有税の課税の特例でございますけれども、同保有税は、本村では課税をしておりませんので、内容のほうは省略をさせていただきます。

後ろをごらんをいただきたいと思えます。

一番上の第 21 条でありますけれども、これは新設条項でありまして、一定の社団法人または財団法人の設置する図書館、博物館、幼稚園等の固定資産税の非課税措置の追加でありますけれども、本村には該当例はございません。

続きまして第 22 条でありますけれども、東日本大震災にかかわる特例措置でありまして、被災者用居住用財産の敷地にかかわる譲渡期限の延長の特例であります。租税特別措置法では、災害のあった日から 3 年間、この特例ということでございますけれども、これを震災特例に関する法律で 7 年を経過する日ということにより延長をすることでありまして、その改正であります。

第 23 条も東日本大震災にかかわる特例措置でありまして、住宅借入金等の特別工事の適用期間の特例でありますけれども、震災により居住できなくなった場合においても租税特別措置法の規定を適用をするというものでございます。住宅借入金の特別控除につきましては、居住する住宅ということでもありますけれども、震災の特例で、居住ができなくなった場合においても、この特例を適用するということもございます。

なお、東日本関連の震災関係の該当者については、村内にはおりません。

最後に施行期日でありますけれども、施行日は平成 24 年 4 月 1 日でありますけれども、村民税の経過措置としての寡婦控除の規定については平成 26 年の 1 月 1 日、東日本大震災にかかる新条例の規定につきましては平成 24 年度以降の適用ということでもあります。

それから、固定資産税に関する経過措置として、新条例に関する部分については平成 24 年度以降適用、それから、地方決定型地方税特例措置の規定は平成 25 年度以降の固定資産に適用、それから、住宅用地にかかわる特例につきましては平成 24、25 年度において現制度を適用しますが、負担水準を 10 分の 8 から 10 分の 9 とするということでもあります。

以上、よろしく願いたいと思います。

続きまして、承認第2号 専決処分の承認を求めることについてで、専決第2号 中川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例も、先ほどの地方税法等の上位法令の改正を受け、3月31日に専決処分をしましたので、ここに報告し、承認を求めるものがあります。

新旧対照表をごらんをいただきたいと思いますけれども、例規集は第1巻の2,051ページであります。

今回の改正は、東日本大震災にかかわる被災者用居住財産の敷地にかかわる譲渡期限の延長の特例を附則第15条第15項として新設をするというものでございます。

先ほどの承認第1号でも説明しましたが、譲渡期限の延長ということで、現行の租税特別措置法では3年ということでありまして、震災特別措置法で7年ということに延長をされております、その項目の改正を追加をするということでありまして、そういったことで、地方税法の改正によりまして、村条例も改正をしましたので、連動して、この国保税条例も改正をするということでありまして。

なお、施行期日は、平成24年4月1日ということでありまして。

以上、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑、討論を行います。

質疑、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑、討論なしと認めます。

これより採決を行います。

初めに、承認第1号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に、承認第2号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、承認第2号は承認することに決定しました。

お諮りいたします。

日程第6 承認第3号から日程第11 承認第8号までの承認案件6件につきましては、平成23年度の補正予算であり、関連がありますので、議会会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成23年度中川村一般会計補正予算（第8号）〕

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成23年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）〕

日程第8 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

〔平成23年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第5号）〕

日程第9 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

〔平成23年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）〕

日程第10 承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて

〔平成23年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）〕

日程第11 承認第8号 専決処分事項の承認を求めることについて

〔平成23年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）〕

以上の6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長 それでは、承認第3号 平成23年度中川村一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

補正予算第8号は、歳入歳出の予算の総額に9,644万8,000円を追加し、予算の総額を38億5,294万8,000円とするものであります。

繰越明許費は第2表 繰越明許費で、地方債の補正は第3表 地方債補正により平成24年3月30日に専決処分をしたものであります。

この補正は、額の確定、あるいは最終の実績等によるものが主なものでございます。

6ページをごらんください。

第2表 繰越明許費であります。先ほど報告第1号でご説明いたしましたので省略をさせていただきますが、3事業で合計7,195万1,000円を繰り越しをしたものであります。

7ページ、第3表 地方債補正は、事業が確定したことに伴う変更で、地域介護確保対策事業、上伊那福祉協会老人福祉施設整備負担金、過疎対策事業債、以下、13の事情の起債の限度額を変更したもので、総額では1,010万円の減額でございます。

10ページからの歳入であります。村税は、村民税から入湯税まで実績による計上で、総額では266万1,000円の増額であります。

11ページ、2款の地方譲与税、これ以下、実績及び額の確定に伴うものが主なものであります。額が大きなものでは、16ページをごらんください。

12款の地方交付税で特別交付税が1億298万9,000円の増額であります。この結果、平成23年度特別交付税総額は1億7,298万9,000円となりました。平成22年との比

較では1,129万6,000円の増額となりましたが、増要因としましては、東日本大震災関連の消防団公務災害補償基金負担金670万円、巡回バスの購入で500万円、農・地水・環境保全対策事業地方負担分で300万円などが主な増要因であります。

19ページをお願いいたします。

15款 使用料及び手数料のうち、中ほどの08 土木使用料につきましては64万2,000円の減額ですが、このうち細節5の村営住宅使用料につきましては、東日本大震災被災者用として確保した住宅への入居者がなく、93万円の減額としたところであります。

21ページにつきまして、16款の国庫支出金の民生費国庫負担金122万7,000円の増額ですが、細節06の障害者自立支援給付費国庫負担金につきましては、23年度の支援給付の支出が多かったことから154万円の追加をするものであります。

23ページであります。17款 県支出金の中ほどの総務費県補助金で129万8,000円の減額であります。細節11の緊急雇用創出事業補助金、村では11の事業実施を行ってまいりましたが、実施結果に伴う減額であります。

24ページをお願いします。

24ページの06 農林水産業費県補助金111万4,000円の減額であります。細節21の鳥獣被害防止総合対策事業につきましては、入札差金による減額で121万4,000円であります。

25ページの林業費の02 森林づくり推進支援金につきましては、県民税活用事業で広域林道陣馬形線のあずまや設置の追加補助であります。

04の森林造成事業補助金につきましては、村有林の間伐、飯島山林で実施をしましたが、その事業の追加補助でございます。

28ページをごらんいただき、22款の諸収入であります。雑入で216万1,000円の増であります。29ページの細節番号の90 その他、建設関係、それから、92の振興関係につきまして、それぞれの事業で事業費の確定に伴います地元負担金の計上をしたものでございます。

30ページの23款 村債であります。7ページの第3表 地方債補正を科目別にしたものでありますので、ごらんをいただいたとおり総計で1,010万円の減額でございます。

31ページからの歳出であります。議会費以下、各項目にわたっておりますけれども、人件費については、全体で712万円の減額で、時間外手当を主としました職員手当、共済費等でございます。

そのほかは、それぞれの事業の確定、あるいは確定見込に伴い補正を行ったものであります。

補正の主なものであります。44ページをごらんいただきたいと思っております。

6款の農林水産業費の鳥獣被害防止対策事業につきましては166万3,000円の減額であります。このうち補助金で村単の農作物有害鳥獣駆除対策事業補助金は88万7,000円の増額であります。シカ、イノシシ、猿の個体数調整の数が増えた結果によ

るものであります。

その下の農作物有害鳥獣駆除対策協議会補助金につきましては、わなの資格取得者の増などにより20万9,000円を増額するものであります。

47ページをお願いいたします。

商工費の中ほど、5851事業 商工振興事業72万円の減額であります。このうち補助金として村制度資金の利子補給金は50万円の増額であります。平成22年度末の借入者の23年度における利子補給が発生をしまして、通年での利子補給額が多くなったことによる増額であります。

62ページまで飛んでいただきまして、以上の結果、予備費に1億5,431万4,000円を追加することとなったところでございますので、よろしく申し上げます。

以下、特別会計につきましては担当課長からご説明をいたします。

○保健福祉課長

それでは、承認第4号 平成23年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)についてご説明を申し上げます。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ326万1,000円を減額し、予算の総額を4億6,852万2,000円とするものであります。

最初に歳入でありますけれども、7ページをお願いをしたいと思います。

国民健康保険税収入の見込が確定しまして、一般被保険者にかかる税は減額となり、退職者にかかる税が増額となりました。

8ページの国庫支出金であります。医療給付費が減額となりましたので、普通調整交付金も355万3,000円の減額補正となります。

9ページの療養給付費交付金は、退職者にかかわる分で、388万円の増額となります。

11ページの県支出金であります。実質負担割合が一定以上を超えたため特別調整交付金が増額となりました。

12ページの共同事業交付金では、高額な医療費が減ったことから206万2,000円の減額であります。

13ページの繰入金の中で基金繰入金ですが、療養給付費の増加に対応するため700万円の基金繰入金を計上していましたが、抑えることができましたので700万円の減額補正としました。

続きまして16ページからの歳出であります。

総務費関係につきましては実績に伴う更正減であります。

18ページの保険給付費では、一般被保険者、退職被保険者ともに療養給付費、療養費、高額医療費の減に伴う減額補正であります。

20ページの助産諸費であります。出産育児一時金が2名分84万円減額となりました。

25ページの特定健康診査等事業費ですが、予定していました受診人数を下回ったことによる減額であります。

28ページの予備費では、歳入額と収支を合わせるため1,373万6,000円増額するも

のであります。

続きまして、承認第5号 平成23年度中川村介護保険事業特別会計予算（第5号）についてお願いします。

第1条で総額に歳入歳出それぞれ390万3,000円を追加し、予算の総額を4億8,750万3,000円とするものであります。

最初に歳入ですけれども、5ページをお願いします。

保険料は、第1号被保険者の介護保険料の見込みが確定したので39万8,000円の増額となります。

続いて6ページと7ページであります。歳出の介護給付費が確定したことにより国庫支出金の介護給付費負担金、調整交付金、支払基金交付金がそれぞれ決まりました。給付費に対するそれぞれの精算は翌年度になるため、不足分は翌年で追加交付となります。

8ページの県支出金につきましては、介護サービス給付費が確定したことを受け、現年度精算となり、88万5,000円の増額で県負担金が確定しました。

10ページの繰入金では、一般会計からの繰入金については、介護サービス給付費分及び事務費分が確定したため30万5,000円の減額補正となります。

また、基金繰入金では、介護給付費がここに来て伸びたため433万2,000円の増額繰り入れとなります。

12ページからの歳出であります。総務費関係は実績に伴う更正減であります。

14ページの介護サービス給付費等諸費は516万5,000円の増額となります。

20ページの予備費では、歳入額と収支を合わせるため77万8,000円の減額とするものでございます。

続きまして、承認第6号 平成23年度中川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお願いします。

第1条で総額から歳入歳出それぞれ59万1,000円を減額し、予算の総額を4,030万9,000円とするものでございます。

最初に歳入ですが、5ページをお願いします。

後期高齢者医療保険料収入額が確定しまして1万3,000円の減額となります。

7ページの繰入金では、事務費、保険基盤安定とも減額となります。

9ページからの歳出ですが、総務費関係は実績に伴う更正減であります。

10ページ、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入分と保険基盤安定分負担金をそのまま一般会計より繰り入れ、長野県後期高齢者医療広域連合に支出をすることになっているため、これら保険料等の収入が確定したことにより45万円の減額となったものであります。

以上、よろしくご審議をお願いします。

続きまして、承認第7号、8号について説明をさせていただきます。

まず、承認第7号 平成23年度中川村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、今回の専決補正では、歳入歳出からそれぞれ255万円を減額をいた

○建設水道課長

し、総額を2億2,354万円とさせていただきます。

いずれに実績に応じ増減をしたものでございますが、主なものといたしましては、歳入では、5ページをごらんをいただきたいと思います。負担金の収入が292万6,000円、これは滞納繰越分を含めてでございますが、追加をいたします。

その次のページ、使用料でありますけれども、使用料につきましても、現年分、滞納繰越分を合わせて241万7,000円を増額をいたしました。

これに伴いまして、その下のページであります。一般会計からの繰入金を800万円減額をいたします。

歳出であります。当初見積もりに対する汚泥発生量の減少等に伴いまして薬剤などの需要費が、また、委託料など維持管理費が減額となります。ページ数でいきますと9ページでございますけれども、下のほうの下水道の維持費のところ103万7,000円を減額いたします。

最後のほうであります。一番最後のページで、予備費で90万3,000円ほどの調整をいたし、総額を合わせたものでございます。

続いて、承認第8号 平成23年度中川村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）をお願いします。

今回の専決補正であります。既定の歳入歳出からそれぞれ326万円を減額をいたします。総額を1億3,859万円とさせていただきます。

歳入の主な調整項目では、こちら5ページをごらんいただきたいと思います。農集排の使用料であります。77万4,000円の増額でございます。

6ページ、一般会計からの繰入金を400万円を減額をいたします。

歳出でございます。8ページになりますけれども、管路清掃など62万円を減額をいたしまして、委託料や工事費など維持管理費の総額155万円を減額、また、全体の調整として、一番最後のページであります。予備費から119万円を減額し、数字を合わせたものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑、討論を行います。

○5番

（村田 豊） 承認3号の一般会計の補正予算の中で、19ページのところに、先ほど説明をいただきました3月11日の大震災のために村住を空けておいたということ、そのランニングコスト、直接、費用等かかったと思っております。93万円ということですが、この戸数、対象戸数と、それから、直接費と間接費の振り分けはどのくらいからお聞きをします。

○住民税務課長

去年の大震災で被災者用の住宅として村営住宅を4戸、空いたものをそのままにして用意したわけですけれども、結果としては入居の希望者がございませんでした。ということで、その部分の住宅使用料が減額したという、そんなわけでありまして、住宅使用料が入らなかったということでもあります。後段のご質問の維持管理費というか、そういったものは特にありませんけれども、収入がなかったということで

ありまして、そんなことであります。

○5 番 (村田 豊) そうすると、月々入る住宅使用料だけだったということですか。電気料だとか、そういうようなものは、定額部分のものは追加料としてかからなかったということですか。

○住民税務課長 通常の空き室については、退室すると水道もとめますし、電気のほうもとめますので、そんなことであります。

○議長 ほかに質疑、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 これで質疑、討論を終わります。

これより採決を行います。

初めに、承認第3号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、承認第3号は承認することに決定しました。

次に、承認第4号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、承認第4号は承認することに決定しました。

次に、承認第5号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、承認第5号は承認することに決定しました。

次に、承認第6号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、承認第6号は承認することに決定しました。

次に、承認第7号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、承認第7号は承認することに決定しました。

次に、承認第8号の採決を行います。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長 全員賛成です。よって、承認第8号は承認することに決定しました。

日程第12 議案第1号 中川村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長 それでは、議案第1号について説明を申し上げます。

提案理由でありますけれども、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部改正に伴い本案を提出するというものでございます。

最初に資料の1、別紙でありますけれども、資料の1をごらんください。

今回は、住民基本台帳法の一部改正が行われまして、また、同時に外国人登録法が廃止ということになりましたので、その概要がそこに記してあります。

住民基本台帳法の一部改正が行われ、本年の7月9日から施行をされます。交付については、もう既に2年前、平成21年の7月15日に公布をされているというふうな法律であります。

改正の概要でありますけれども、外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の対象に加えるというものでありまして、外国人住民の方も日本人と同じように住民票が作成される、住民基本台帳に記載されるということでもあります。

もう1点は、他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにするということでもあります。

ただし、外国人が住基ネットに載るのは、1年後の来年の7月以降ということになります。

住民基本台帳制度の対象となる外国人の範囲につきましては、下段に書いてありますけれども、観光目的等の短期在留者を除く3ヶ月を超えて在留する外国人であって、住所を有する者ということでもあります。

下に対象者、白色の丸で4例の外国人が書いてありますけれども、中長期在留者等々の、そんな外国人であります。

裏面をごらんください。

ということで、外国人住民も住民票が作成されることによりまして、そこに3つほど利点を書いてありますけれども、日本人と外国人とで構成する世帯につきましては、世帯全員が記載された証明書、住民票の写し等が発行が可能ということでもあります。

それから、住所変更の届け出によりまして、同時に国保の届け出があったとみなされ、従来に比べて届け出の簡素化が図られるということ、それから、3点目として、在留資格や在留期間の変更について、従来は地方入国管理局と市町村の両方に申請が必要であったわけでありまして、地方入国管理局のみの届け出で済むということで、利便性が向上するということでもあります。

本条例につきましては、こうした住民基本台帳の一部を改正、それから、外国人登録法の廃止という法律の改正を受けまして、この印鑑登録の条例にございます外国人登録等の文言を削除をする等の改正であります。

具体的な内容につきましては新旧対照表をごらんをいただきたいと思っております。

第2条でありますけれども、これは印鑑登録を受けることができる者の資格であり

ますけれども、現行では「住民基本台帳法に記載をされている者」と「外国人登録原票に記載をされている者」ということでありますけれども、外国人登録法が廃止をされましたので、第2項を削除をしまして、「住民基本台帳に記載をされている者」ということであります。

第3条につきましては語句の訂正であります。

一番下、第4条でありますけれども、これも外国人登録法に関する語句の削除ということでありまして、「外国人登録法」、あるいは「外国人登録証明書」という文言の削除であります。

第5条でありますけれども、登録の印鑑でありますけれども、それから、第6条が印鑑登録原票のことの記載であります。それから、一番下、第10条については、印鑑登録証明書でありますけれども、この3つの条項、共通して、外国人が使用する通称についても登録ができるようにするという、それから、非漢字圏の外国人につきましては片仮名表記でも印鑑の登録ができるというふうに改正をするというものであります。

それから、新旧対照表の4ページのほうへ行きまして、第13条でありますけれども、印鑑登録の抹消でございますけれども、住民基本台帳制度の対象となる外国人で、亡くなった場合には、抹消、印鑑は抹消するというものでありまして、先ほど申した4例の外国人で亡くなった場合、中長期滞在者で亡くなった場合等々では、印鑑登録を抹消するというものであります。

附則として、施行期日のついては平成24年7月9日から施行をするということでありまして、住民基本台帳法の施行と合わせた施行であります。

以上、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長

説明を終わりました。

これより質疑、討論を行います。

○7番

(湯澤 賢一) この外国人登録法につきましては、長年、例えば、ここでいう特別永住者って言われる台湾とか朝鮮半島出身者、戦前、強制連行で日本に連れて来られた方々の扱いについて、随分いろんな問題があって、それなりに苦しんで見えられた方もいると思うんですが、これによって、こういうふうになったというのは、突然なったというような感じがあってびっくりしているんですが、とりあえず、余り整理できておりませんが、これによって村の行政事務が簡素化されるというふうなことがあるんですか、その部分は、どういう部分でしょうか。

○住民税務課長

まず、住民基本台帳の改正につきましては、先ほど申したように2年前に法律のほうは公布をされまして、施行については、準備期間を置いて、2年後の今年の7月9日から施行するというものでありまして、国のほうでは2年間の周知期間を設けてきたということになります。

それで、村の事務の簡素化ということでもありますけれども、外国人登録、あるいは外国人の登録証明書等の、そういった事務がなくなりましたので、今度は、外国人については、入管で在留カードというものが発行されまして、それをずっと持って歩く

とか、持っているということでありまして、今までは、入管できても、一たん、その該当市町村に来て、その外国人登録をして原票をつくる、あるいは、転出をするときには、町村間でその原票を送付をし合うという、そんな事務がありますけれども、今回は、転入、転出について転出証明書が日本人と同じような転出証明書が出て、それで処理をするということでありまして、事務的には簡素化ができます。一番は、外国人の方の負担が軽減するということであると思います。

以上です。

○議長

ほかに質疑、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑、討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第2号 外国人登録法の廃止等に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長

朗読

○議長

提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは、議案第2号について説明を申し上げます。

提案理由でありますけれども、外国人登録法の廃止に伴い関係条例の整理を行うため本案を提出するというものであります。

今回の改正につきましては、先ほども説明いたしましたけれども、外国住民を住民基本台帳の対象として加える住民基本台帳の一部改正が行われまして、同時に外国人登録法が廃止をされました。本年7月9日から施行がされるというものであります。

改正の内容につきましては、先ほど説明をしましたので省略をさせていただきますけれども、本条例につきましては、村にあります条例のうち3つの条例にあります外国人登録という文言を削除をするという改正であります。

具体的な内容につきましては新旧対照表をごらんをいただきたいと思います。

1ページは中川村手数料徴収条例の一部改正であります。

別表中、第4項に「外国人登録法の規定に基づく登録原票の写しまたは登録原票記載事項証明書の交付」という文言がありますけれども、これを削除をするというものであります。

省略をしてありますけれども、この第3項に住基法の規定に基づくということがありまして、ここですべて、日本人も外国人も包括をされますので、第4項の外国人の項目を削除するというものであります。

以下、第5項以下を1号ずつ項番号を繰り上げるというものであります。

続きまして3ページでありますけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する条例でありますけれども、ここも、第13条に「外国人登録」という文言がありますので、これを削除をするというものであります。

次の中川村公共下水道条例でありますけれども、第8条の2第3項第2号に「外国人登録証明書」という文言がございますので、これを削除をし、「住民票の写し」というふうに改正をするということでもあります。

施行につきましては、先ほどと同じように7月9日から施行をするということでもあります。

以上、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。
これより質疑、討論を行います。

○9番 (竹沢久美子) 先ほどのところで聞くべきだったのかと思いますけれど、今度、村に外国人登録をしている方は、住民票に自動的に移るようになるのか、そのところを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○住民税務課長 現在、中川村の外国人登録者数は35人おります。少しずつ減ってきているわけでありまして、35人おまして、今回の住基法での対象者が34人ということでありまして、1人はもう既に出国をしていて、そのまま、まだ原票は残っているということでもありますけど、34人がその対象ということでありまして、今回は、先ほど言いましたように、入国すると入管で在住者カードというカードが発行されまして、それを持って転入する市町村の窓口へ来るということでもあります。そうすると、そこで住民票に記載をしていくということでありまして、以後の転入、転出等の住所移転については、日本人と同じように窓口へ来てもらって、転出証明書を持っていつてもらって、相手先の市町村に転入するという、そんな事務手続であります。

以上であります。

○9番 (竹沢久美子) そうしますと、確認ですけれど、現在、村に登録されております34人は、自動的に住民基本台帳へ登録されるということでもいいわけですね。解釈で。

○住民税務課長 はい。そのとおりでありまして、現在、既に仮住民票ということで、外国人の方に、こんなふうに住民票には記載されますよという仮住民票というのを本人に送って確認をしてもらうという作業をしております。そんなことで、自動的に移行をするということでもあります。

○議長 ほか質疑、討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑、討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。
日程第14 議案第3号 中川村過疎地域自立促進計画の変更について

を議題といたします。
朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 提案理由の説明を求めます。

○総務課長 それでは、議案第3号 中川村過疎地域自立促進計画の変更について提案をいたします。
お願いをいたします。
提案理由は、過疎地域自立促進計画の一部を変更をしたいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定によりまして本案を提出するものでございます。
参考に過疎地域自立促進市町村計画の変更前と変更後の比較表が裏面についておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。
今回の変更は、中川村過疎地域自立促進計画の第6 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進という章の中の2 児童福祉の項の記述がございます。この記述中に、その対策の中に「子育て、保育の悩みや相談や保護者同士が情報交換できる集いの広場バンビーニの活用を推進すること。」となっております。そこで、事業計画の表中に、(6) その他というのがありますが、その中に「集いの広場施設整備事業、避難階段設置」を加えるものでございます。
火災などの緊急時に、子ども、そして、その親が安全に避難するために、避難ばしごによる避難方法にかえまして建築物である避難階段を設置する計画を加えるものでございます。
それから、今、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進のところでは第6と申し上げましたけれども、表中で区分として5となっておりますので、訂正をお願いしたいと思います。
よろしくご審議いただきますようお願いをいたします。

○議長 説明を終わりました。
これより質疑、討論を行います。
質疑、討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑、討論なしと認めます。
これより採決を行います。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。
日程第15 議案第4号 平成24年度中川村一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

○副村長 議案第4号 平成24年度中川村一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に2,100万円を追加し、予算の総額を31億9,500万円とするものでございます。

地方債の補正は、第2表 地方債補正によるものであります。

4ページをごらんください。

第2表 地方債補正は、追加で記載の目的として集いの広場避難階段設置事業で過疎対策事業債570万円を追加するものであります。

7ページをお願いいたします。

歳入であります。17款 県支出金で県補助金215万8,000円で、このうち農林水産業費県補助金が225万円であります。新規就農の総合支援事業、10分の10補助であります。追加をするものであります。

内容につきましては細節でご説明いたします。

教育費の県の補助金9万2,000円減額であります。全国学力学習状況調査、4月26日に実施されました調査の採点、集計を県が直営で行うこととなったため、全額を減額するものであります。

8ページをお願いします。

繰越金であります。財源確保のために前年度繰越金を必要額分見込むものでございます。

9ページ、22款 諸収入の雑入で463万9,000円ありますが、細節番号10の公有建物災害共済金につきましては、西小学校管理棟ガラス破損の共済金であります。

21の消防団員退職報奨金につきましては、当初見込みより退団者が1人増となったことによる増額であります。

78の市町村振興協会交付金は、消防団員の装備の充実を図るため地域活動助成事業を申請してありましたところ、認められ、交付されることとなったために100万円を計上するものであります。

91のその他、南信地域町村交通災害共済事業の特例交付金であります。積立金の還元として平成24年度に限り347万8,000円が交付されるものでございます。

10ページの村債であります。民生債で570万円、集いの広場の整備事業に充当をする起債のものです。

11ページからの歳出であります。議会費ほか、各費目にわたりまして人件費が計上をされております。4月1日付の人事異動にかかわる分と共済組合の負担率が上がったこと及び特別職の給与を条例に規定された額のとおり支給をするための補正であります。内容につきましては27ページからの給与費明細書のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思っております。

人件費以外につきましては、主なものについてご説明いたします。

12ページをごらんください。

12ページの総務費の一般管理費は712万3,000円の減額となっております。節の11の需用費、13の委託料につきましては、役場庁舎からの重油流出処理にかかわる費用であります。

その下の庁舎管理費50万4,000円ありますが、老朽化をしました役場庁舎のボイラー設備の設計管理の費用でございます。

13ページの中ほどの交通安全対策事業が121万8,000円の増額で、カーブミラー35基を購入するものであります。また、諸費の防犯対策費は66万円で、防犯灯12基を設置するための工事で、いずれも南信交通災害共済からの交付金を活用してまいります。

防災対策費につきましては46万2,000円で、14ページにあります負担金補助及び交付金ということで、住宅建築物の安全ストック形成事業補助金であります。住宅の耐震工事に対する補助で、当初予算に対して追加で2件の要望がありまして、村負担額相当額のみ計上をしたところでございます。

14ページ中ほどの戸籍住民基本台帳費6万3,000円のうち12の役務費で外国人の仮住民票記載事項通知書等翻訳料につきましては、先ほどお話があったとおり、外国人も住民基本台帳に登録されることになり、説明書類の翻訳を行うための費用でございます。

15ページの3款 民生費であります。社会福祉費は294万9,000円の増額でありまして、福祉医療費給付事業3,000円につきましては国保連の福祉医療費のシステム改修に伴う地方負担分ということで計上をいたしました。

中ほどの介護保険事業は、283万3,000円の増額であります。このうち賃金につきましては219万8,000円の減額であります。地域包括支援センターの代替保健師賃金を計上しておりましたが、正規職員を配置したための減額であります。

児童福祉費は602万円の同額で、16ページをごらんいただきたいと思っております。子育て支援事業としまして572万円、委託料、工事費で集いの広場バンビーニの避難階段設置のための設計管理概算工事費でございます。

次に17ページの保健衛生総務費でございます。賃金として139万5,000円を計上いたしました。臨時保育士1人と事務員の賃金ということで、200時間弱の健診、予防接種等の事務費、賃金を計上いたしました。

環境衛生費は、153万6,000円の追加であります。工事請負費として大草基地のコンクリート擁壁の修繕工事で149万1,000円を計上いたしました。

保健センター管理費は16万円で、薬剤の冷蔵庫1台の購入費でございます。

18ページでございます。中ほどの農林水産業費の農業者個別所得補償事業で225万円あります。青年就農給付金ということで、当初予算で2人分を計上いたしましたが、4人見込まれることからの追加計上であります。

その下の鳥獣害防止対策事業につきましては34万3,000円の増額で、上伊那鳥獣被害対策協議会負担金であります。国の補助額が半分となりまして、不足分を構成市町村で負担するための計上でございます。

19ページの林業費であります。中ほどから下の森林体験施設管理事業27万3,000円ということで、四徳の森林体験館にありますペレットボイラーが平成15年の設置で、ボイラー内部の燃焼筒が劣化したための交換費用でございます。

21 ページの下段をお願いしたいと思いますが、住宅管理費 3 万 5,000 円ですが、公営村政住宅に空き住宅があるため、広く村外での募集を行うための折り込み広告の手数料でございます。地域は、下伊那北部方面を想定をしているところでございます。

22 ページであります。消防費の非常備消防 123 万 6,000 円、報償費で消防団員の退職報奨金ということで、当初 11 人を見込んでおりましたが、1 人増え 12 人となったための増であります。

需用費は、消防団防火着を各部 2 着ずつ計 14 着の購入をするもので、既存のものと同合わせまして、各部 3 着ずつとなります。

消防施設事業につきましては 41 万円ということで、下平の集会施設の南側にあります火の見やぐら撤去を、地元の要望があり、火の見やぐらを撤去するものでございます。

23 ページ、教育費につきましては、中ほどの教員住宅管理費 17 万 6,000 円ということで、西小学校の教頭住宅、牧ヶ原の教員世帯住宅の、それぞれ修繕を行うものであります。

24 ページをお願いいたします。

西小学校管理費及び中学校管理費につきましても、学校施設の修繕、点検、清掃等の手数料を計上したところでございます。

25 ページ、NV サウンドホール管理事業についてはエアコンの修繕料であります。保健体育総務費につきましては 3,000 円ですが、全国スポーツ推進委員連合の負担金ということで、新たな組織となりまして、体育指導員 6 人分を負担するものでございます。

26 ページに移っていただきまして、予備費として収支の調整を図るために 3 万 9,000 円を減額するものでございます。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議 長 説明を終わりました。
これより質疑、討論を行います。
質疑、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長 質疑、討論なしと認めます。
これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議 長 全員賛成です。よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩といたします。再開を 11 時とします。

〔午前 10 時 42 分 休憩〕

〔午前 11 時 00 分 再開〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 16 一般質問を行います。

通告順位発言を許可します。

4 番 山崎啓造議員。

○4 番 (山崎 啓造) 私は、過去 4 回ほど中川村の活性化策に関連をした質問をしてまいりました。

そこで、今回も中川村の持ち味、つまり、らしさを生かした活性化策についてお聞きをしたいと思います。

県は、来年度からの新たな総合 5 カ年計画を作成するに当たり、市町村を起点にした県政にかじを切る必要があるとの考えを示しております。ダイナミックな役割分担と財源配分のあり方を考えるべきであり、事業の内容などにより国からの財政措置を互いに融通し合う仕組みづくりを検討すると、そんなことを提案をしております。

広域的な連携や役所の役割や機能について具体的に考えていく必要がある時代になったんだというふうに思います。

お上に任せておけばすべてが順調に推移していたあのころは、間違った満足感に浸っていたのかもしれない。

自分たちの将来は自分たちで切り開き、見据えていくことが求められています。

前回の一般質問でリニア新幹線の開通、三遠南信自動車道、また、153 号線バイパスの開通を見据えた村の活性化策ということで提案をさせていただいたところでありましたが、とるに足りない提案だということで相手にされなかったようでございますが、今後は考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思うところであります。

中川村は、伊那谷の中ほどに位置し、中央アルプスと南アルプスに挟まれ、天竜川の両岸から河岸段丘が始まる変化に富んだ地形で、気候温暖な土地であります。

このような自然環境の中に住む人たち、昔から脈々と引き継がれてきた気質や文化、とりわけ人と人とのかかわりを大切に、相手を思うやる心の深さ、大きさ、情を重んじるさまが際立っている村だと思います。

そんな村の持ち味やらしさを生かした活性化策を考えるということが、これから、まさに求められるんじゃないかというふうに思うところであります。

そこで、村長にお尋ねをいたします。

村長は、初めてこの中川村に見えたときに、そのときの第一印象はそんな印象でございましたでしょうか。

○村 長 初めて中川村に来たときはですね、季節がちょうどゴールデンウィークの前だったか後だったか、そのころでございました。それで、だれもが感動すると思いますけども、西山の雪が真っ白に輝くところにですね、リンゴのリンゴ畑が、こう、白い雲のように広がって、その下にはタンポポだとか、いろんな花が咲き乱れているというように、ちょうど柳沢の上の段から下の段の大平なんかを見下ろして、視界も随分開けて、その中におうちが点在している、その山とか畑とか田んぼとか、そういう大自然と人の暮らしとがすごくすてきな形で交じり合っているなということで、非常に感銘を受けました。その後、ご縁ができてキャンプとかで何回も来たんですけど

も、トイレ、ここを使えとか、ここの、今おっしゃったとおりですね、大変親切に
していただいて、ここの水、使ったらいいとか、きょうは寒いから、キャンプじゃなく
てここで寝たらどうかみたいなことで、こたつの休憩所みたいな、休憩所で泊まらせ
ていただいたりとかですね、それからまた、どんちゃん祭りにも余り知らずに行った
んだけど、きょうはどんちゃん祭りで、いいところに来たから一緒に担ぎなみたい
なことで入れていただいたりとか、前にも申し上げましたけども、御柱のことも、何
かわけのわからないままに首から竹のコップをぶら下げて、はっぴを着ながら一緒
にやらせていただいたりっていうふうなことがあって、非常に、こう、何か、外の
人もいい形で親切にさせていただいて、仲間に入れていただけるなというふうな、
そんな印象がありました。

どんちゃん祭りなんかでもですね、特に、その一番威勢よく、花火もすごいし、
みこしもすごいし、みんな気負ってというふうな形で、ともかく御柱なんかでも、
本当にみんな一生懸命になって盛り立てて、とことん楽しんでいくっていう、
そういう元気がみみたいなことにも驚いたところがありました。

○4 番 (山崎 啓造) 風景はもちろんね、だれも来たときには感動する風景だと思
いますし、人の心の温かさとか、村民の持っている、何ていうのか、豊かさって
いうのか、それはみんな同じように感じると思います。

それでですね、住んでみて何年になるか、ちょっと知りませんが、その考
えとか思いとか、感じたことっていうのは、どんなふうに変ったのか、変わって
いないのか、どうですか。

○村 長 基本的なところは全然変わらないんですけども、その当時と比べると、
何ていいますか、地域の活力、元気がみみたいなものが少し衰えているのかな
と、何回も言っていますけど、どんちゃん祭りで、花火の下でみこしを気負う
時間も、だんだん、気負っている時間よりも下に置いて花火を眺めている
時間がだんだん長くなってきているような気がしますし、それから、昔は
田んぼのあぜなんかでも本当にすごくきれいに刈ってあったし、雑草
なんかもなかったんですけど、だんだん、こう、手が入りきらなくなって、
人のことは言えませんが、うちが一番そうなんですけども、雑草だとか、
あぜとかの草が前ほどきれいではなくなっているのかなと、それは、やっ
ぱり高齢化とか担い手不足というふうなことのあらわれではないかなとい
うふうに感じるところでございます。

○4 番 (山崎 啓造) そういう初めての思いとか感動というものは、大
変にインパクトがあると思いますし、大事にしていかなきゃいけないし、
これは薄れることはないというふうには私は思うわけですが、そんな思
いをですね、いわゆる村政に、つまり外から目線、最初に感じたその
思いとか、その感じたことを、この活性化を推進させるためにですね、
非常にヒントになるものじゃないかなあというふうには思うんですが、
その辺は、どうでしょう。

○村 長 まさにおっしゃるとおりで、いつも繰り返し言っている内発的
発展っていうのも中川村が持っている可能性っていうか、磨けば光る宝
物、外の人から見て、わあ、すば

らしい、すてきだって言われるようなものをですね、村のみんなで築いて、
それを磨いて、外の方に喜んでもらってっていうふうな形で、そのことによ
って若い人も村に残れるような状況をつくっていくっていうふうなことが
一番大事なかなというふうに思います。そのためには、いろいろ観光だ
とか、農業を核としながら、その周りで何とか付加価値を高めていく
っていうことをしていかなければいけないのかなというふうに思ってい
るところですけども、そのために、例えば加工所ですとかっていうふう
なことをつくったりもしましたし、あと、民宿なんかでも、もう少し増
えればうれし、農家レストランみたいなものは、おいしいところは幾
つか出てきたというふうなところがあって、大変心強く思っているところ
なんですけども、そういうのもうちょっと増えてくれれば、きょうはこ
こで食べて、あしたはあそこでこういう体験をしてというふうな形にな
ってくると、日帰りの旅行ではなくて、中川村のファンになってもら
って、1泊2泊、2泊ぐらいしていただけるような形になってもらおう
と、広がりが出てくるのかなというふうなことを思っているところです。

○4 番 (山崎 啓造) それでですね、村長、いろいろ思ってくれて考
えているっていうんですが、実は、やっぱりよさとしてですね、村の、
もうちょっと、皆さんよく考えてやってくださいとはよくわかるん
ですが、長として外に発信をして、どうでしょうかっていうような考
えは、どうですかね。今もやっているって言えばやっているかもしれ
ませんが、その辺のところは、ちょっと物足りないような気がするん
ですが、いかがでしょう。

○村 長 おっしゃるとおり、やっているって言えばやっているような
状況でございますけども、美しい村連合のブランド価値みたいなこと
も、さらに生かしていかなければいけないと思いますし、何よりも、
その頑張って、楽しみながら頑張ってもらえる活動を、楽しみなが
ら頑張って、しかももうけるような、持続的に続いていくような形
の事業っていうようなものが少しずつでも増えていくっていうふうな
ことがですね、相乗効果を上げていくのではないかなというふう
に思いますので、いい意味での欲を出して、喜んでもらって、お
金ももらって、若い衆も残れてみたいことを目指していかな
くちゃいけないというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) その希望的観測はいいんですが、もう少し、
そのちょっとした発信をしていくようなことはどうでしょうかとい
うことをお聞きしたいんですが、そこが余り聞こえてこなかったん
ですが、やっているって言えばやっているっていうことですが、もう
少しやっていただきたいんですが、いかがですか。

○村 長 美しい村連合なんかでは、例えば、長野県の中で一緒
になってですね、東京、あるいは名古屋等々で発信をしたりとい
うふうなことをやっておりますし、いろいろ電子的な媒体を使
った個人的な情報なんかもいろいろやっているというふうなつもり
でございます。

○4 番 (山崎 啓造) やっているつもりなんで、そうだと思います
が、ちょっと視点を変えてですね、お尋ねをしたいと思いますが、
村では、今年も千葉の子どもたちを山村留学っていうことで受け
入れる計画をしておりますが、4泊5日で来るんですかね、

そのうち2泊を受け入れ農家でお預かりをすると、家庭で過ごして、農村のというか、農家の仕事っていうかをお手伝いをいただきながら見聞を広げてもらうというふうなことをしていますが、その企画、内容がね、うちも3年、4年くらい受け入れをしています、毎年同じなのよね、画一的で、来てもらって、じゃあ、何かお手伝いしてもらって、そのときは何か感動したようなふうには見えますが、あとは、帰ってから社交辞令的な手紙が届くと、そういうことがずっと続いてきているんですが、そういう子どもたち、県外から来る子どもたちをですね、とにかく中川村が好きになる、将来、住んでみたくなるというような、いわゆる企画、イベントみたいなもの、考えていくことによって、何か活性化にもつながってくるじゃないでしょうかねという思いをするんですが、相手があることなんで、多分とんでもないことはできないと思いますが、学校は学校で方針もあるだろうし、難しいかもしれませんが、何かうまいこと、その将来の中川村を考えていただけるような、来ていただけるような、そんな勉強、そしてまた、地域の人たちの、さっきも言いましたが、温かい心というか、親切な人たち、そういう中川村の昔から続いている何かを感じて持ち帰っていただけるようなものを、ちょっと考えてみる必要があるんじゃないかなという気がするんですが、村長、いかがです？その辺は。

○村長 千葉から見えていらっしゃる山村留学というものは、基本的には千葉県のほうの学校っていいですか、教育委員会っていいですか、そちらのほうで子どもたちの教育のために企画をなさっていることに、中川村含めて、近隣の市町村を含めてですね、協力をさせていただいていると、その結果、そのおまけ的な意味で村のファンが増えたりっていうふうなことがあるとうれしいなというふうに思います。

参加された学校のほうからお礼状が教育委員会のほうに届いて、振興課のほうにも届いて、その辺を見ていると、本当に、結構、その社交辞令というよりも、子どもたちが、本当に都会にいるときは違う経験をして帰ってきたら、少し雰囲気は違っているというような声なんかも聞こえてきているというふうなことで、数泊のことなんで、人生観が一変するというふうなことがですね、全員に起こるというふうなことは、洗脳じゃないので、そういうことは起こらないと思いますけども、そういうのは、余り一発でどおんとした効果を期待するというよりも、いろんなところで少しずつでもいい印象を積み重ねていくというふうな地道なことが必要じゃないかなというふうに思います。

こちらサイドで余りカリキュラムについてどうこうっていうことはできないので、参加していただいている農家の皆さん方の、その中川村での暮らし方みたいなこととか、家族と一緒に農作業をしたりとかですね、そういうふうなところと一緒に混ざって体験するっていうふうなことで、やっぱり都会の核家族の子どもたちには新鮮なこともあるだろうし、いろいろ心の中にですね、それが残ってくると思うし、決して無駄ではない、いい種をまいていただいているというふうに思います。

その子どもたちだけではなくて、いろんなところでですね、今度、どんちゃんで見える方もいらっしゃるだろうし、いろんなおつき合いが四季折々、余り大きなものっ

ていうよりも、いろんなものを四季折々用意して、繰り返し来ていただいて、だんだん、だんだん中川村のファンの度合いを深めていただくというふうなことができるといいのかなというふうなことを思うところでございます。

○4番 (山崎 啓造) 確かにね、向こうの教育委員会の方針で、こちらはお手伝いをするという形かもしれませんが、せっかく、こんないいことが続けられているんでね、出しゃばってもいけませんけども、中川村、村として、こんなことはどうでしょうか、こういうことは難しいですかとかですね、そういう提案っていうものも必要だと思うんですよ。それは、考えはないですか、そういうことは。

○振興課長 それでは、担当しています振興課のほうから、ちょっと答弁をさせていただきますけれども、まず、1つは、千葉市の教育委員会が、これ、主体になってやられております。県下でも20地区へ、この千葉市から入っているわけで、その1つが当中川村であります。

先日も千葉市のほうから、教育委員会、それから学校の職員等が参られまして、本年度の打ち合わせをさせていただきました。

まず、1つは、農家の民泊、これについては、千葉市のほうでは、子どもさん方が、ほとんどアパート暮らしの方が多いようです。そんな中で、この田舎の、この大きな住宅、廊下があったりとか、まず、そんな中を、1つは飛び、うちの中を飛び回っている、そういう環境が非常にいいというふうにお聞きしています。民泊の上では。

それから、うちとしましては、当初から、ぜひ、陣馬形からの眺めは、ぜひ子どもたちに見ていただきたいということで、特に、皆さんご承知のとおり、陣馬形からは長野県に3つあるアルプスのうち2つ見えます。中央アルプス、南アルプス。そして、眼下には天竜川に添って開ける水田地帯を一望することができます。千葉のほうの山っていうのは、余り高い山がございません。この陣馬形からの眺め、これは子どもたちにも相当なインパクトがあるんじゃないかと、先日の打ち合わせの中でも、この陣馬形に、ぜひ上がりたいというようなご要望もいただいていますし、それから、来ていただくのが、ちょうど今年も8月24日から5日間ですけれども、暑い盛りです。この清流での川遊び、これも当初からやっているんですが、これも向こうの希望としては、ぜひ入れてほしいと、それから、せっかくおいでいただいて、同じ世代の子どもたちとも交流をしていただくということで、東西の両小学校に毎年お世話になりまして、交互に子どもさん同士の交流もしております。

それと、陣馬太鼓、この皆さんの協力をいただいて太鼓をたたく、これ、今までやっていたんですが、今回は、この時間をもう少し長くとれないかというようなご提案もいただいています。というのは、やはり、子どもさんたちが、ああいった太鼓をたたくっていう機会がなかなか普通ではないという中で、ぜひ、子どもたちにとって非常に評判がいいということで、そんなものを、もう少し長くということで、毎年、事前に向こうからもいらしていただきながら、向こうの希望等も取り入れながら、この4泊5日の期間の日程を組み立てさせていただいております。

状況は、そんなところですので、よろしく願いいたします。

○4 番 (山崎 啓造) 日程内容はよく知っているつもりですがけれども、農家のでかいうちで廊下のあるうちっていうことは、うちはだめっていうことなんだね。そういうことになるのかな。ですよ。

○振興課長 廊下と言いましたけれども、廊下ばかりじゃなくて、例えば座敷だとかね、要は、アパートですと、2LDK、3LDKぐらいなんです。ところが、田舎は、部屋数も多い、廊下も、アパートなんかですと、廊下っていう部分はほとんどありませんし、とにかく、うちの中で飛び回れる広い空間、それが受けているっていう、そういうふうに理解をお願いします。

○4 番 (山崎 啓造) 回転が悪いもんですから、すみません。わかりました。趣旨はよくわかりました。

子どもたちも楽しんで帰っているっていうことになると、ああ、これはいいことだなあと、よかったなあというふうに思います。また、今年もいい思い出でいい思い出ができるようにしていただくとありがたいのかなと、こんなふうに思うわけでありませう。

ちょっと変えますが、今度は、地域力創造アドバイザーというものを村で取り入れますが、これ、実に私は期待をしています。これによって活性化する、村が、それをえらく期待をするんですが、アドバイザーが考えるのか、アドバイスをするのか、村、いわゆる村長がですね、こういう村にしたいから、これには、どういう、どうでしょうかというアドバイスをいただくのか、方向性っていうものを見据えてアドバイスをいただくということだと思っております、その辺、村長は、どんなふうに考えているんですか。

○村 長 こんなふうな村にしたい、していきたいと、村の抱えている課題は、こういうことで、理想というか、目指すべき姿はこういうものですよというふうなお話は、既に何度かさせていただいていることだし、基本的な考え方っていうのは、もともと、その理解していただいたというより、もともと同じ考えを持っていらっしゃるなというふうに感じているところです。というのは、先ほど申し上げたような村のよさを生かした形で、村の中で何か、小さくてもいいから、いい成功事例みたいなものをつくって、こうというふうなことになるかと思っております。基本的な考え方は、そういうことで、村の可能性を生かした成功事例、その持続可能なビジネスとしてもなっていくような、若い人が残っていけるようなものを何とか育てていきたいねというふうな考え方というの是一緒だと思います。

それで、まず、飯田の方なので、この辺の土地勘というのは大体おありかと思っておりますけれども、具体的に、どんな方が、どんな思いで、どんな取り組みをされているのかってところまでではご存じないかと思っております。その辺のところなんかも含めてですね、これから、体制づくりっていうか、全体的な会議っていうふうなこともしていきますけれども、あわせて村内である種といいますか、根といいますか、いろんな取り組みについても見ていただきながら、あと、村の制度そのもの、制度、全体的な制度をこう変えたら、こんなふうな効果があるよっていうふうな、そんな話ではなくて、こうい

う補助制度をつくったらどうかという、そういう話ではなくて、恐らくですよ、これから、ちょっと話していく中で、どうなっていくか、本格的な議論はこれからなので、井上さんの考えていることを、まず、第一に、方向性が一緒だということの中で尊重していきたいというふうに思いますけれども、多分、私の思っている印象としては、具体的なプロジェクト、ここにいる、こういうグループの皆さんが、こんな取り組みをなさっていると、でも、こういうところで壁にぶつかっていると、何とか、こういうふうに、何とか、こうしたんだけど、うまくいかんとかいうふうなですね、その辺のところの一つのプロジェクトを成功させるための、例えば、その具体的に言えば、値段設定がっていうようなことかもしれないし、販売経路がっていうふうなことかもしれないし、割と、もっと具体的なところのアドバイスみたいなことをいただきながら、パッケージのこととか、そんなふうなところの話もしながら成功事例をつくっていくというふうな方向になっていくかと思っております。

ですから、全般的に、村が全体で、みんなが利用できる制度をつくりましょうというよりも、一生懸命やろうとしている、その手ごたえをつかみたいと考えている熱意ある人、グループを、その熱意をどう実るよにするかというふうな、そんなふうな形のアプローチになるのかなというふうな気はしています。

○4 番 (山崎 啓造) 確かにね、そのアドバイザーが全部やって、村がこうして、ああしていくなんて、村長、必要なくなっちゃいますもんね。それは、まあ、そうだと思います。

以前ね、コーディネーター事業ってやりましたよね。あれ、何かしり切れトンボっていうか、最後がどうなったかわからなくて終わっちゃったんですが、あれを、ちょっと自分で思うにはですね、いわゆる村長が、何が何でも、こういったもの、中川村の特産をつくるんだ、例えばジュース、ジュースはどこにでもありますけれども、ジュースじゃなくてスイーツだとか、何が何でも売り出してつくるんだっていう、その熱意がね、なかったんじゃないかなあっていう気がするんですよ。コーディネーターに丸投げでね、じゃあ、やってちょうだいよじゃあ、それは無理だったような気がするんですよ。私は、そのコーディネーターにね、やっぱり村も一緒になって、何か、チームか何かつくって、一緒になって、こう、真剣につくろうぜってやってやらないとだめだったのかなという、実は、気がします。

このアドバイザーに関してもね、お願いしますって言って、それで行っちゃうと、何か、また同じようなことになっちゃうんじゃないかなあっていう気がするんですが、それは大丈夫ですかね。

○村 長 先ほど申し上げたように、その、何ていうかな、これで、ひとつ成功させようという、そういうものを育てていくということですので、そこら辺の熱意のほどっていうのも結構大事なことになるかなというふうに思います。だから、レストランをやって、何とかそれを軌道に乗せたいというような形で頑張っていらっしゃる方もいらっしゃるし、民宿で頑張っている方もいらっしゃるし、そういうものが、さらにこうすれば、こうなるんじゃないかとか、そういうふうなところのお話なんかをしながら成功事例を

つくっていくという話だと思います。だから、もし、全然、やあ、村が、こういうことをやれって言うから、じゃあ、まあ、つき合うかみたいな感じだったとしたら、余りうまくいかないかもしれませんね。

○4 番 (山崎 啓造) 民間っていうか、個人は、もう、やりたくて、やりたくて、いっぱいいます。そういう人はいるし、ぜひ、これは、アドバイスをしてほしいって人はいっぱいいますが、村長が、その気、今の話だと、何か余り聞こえてこないんだよね。熱意が。それ、非常に何か情けない気がします。

いわゆる、上から来る金ですよ。アドバイザーもそうでしたが、コーディネーター、結局、民間でね、自分たちが何かやろうと思って、じゃあ、補助金ちょうだいよ、こういう金を出してよって言うと、ものすごいんですよ。ハードルが高くて。3年後、5年後、この前も言ったと思いますが、売り上げはどうなるんだ、もうけはどういうふうに出るんだって、そんなことわかるわけないんだよね。それがわかりやあ、だれも苦労しないし、そんなことをわかっている人なら、多分、補助金なんて申請しませんよね。そういう、すごい中で、民間なんていうのは、苦労して、寝る間も惜しんで、何とかしようってやってやるわけ、そういう、その、何ていうのかなあ、やってやるぜっていう、そのものが村にはないような気がするんですがね。もう1回、ちょっと聞かせてください。

○村 長 村長がその気にならなくちゃできんってこのじゃだめだと思います。はっきり言って。その村長がどうであれ、そのしりをたたいてでもですね、それぐらいの熱意がないと、それから、今おっしゃったように、例えばビジネスモデルで、これだけの投資をして、これだけの経費がかかって、これだけのリターンがあってっていうふうなところをつくるっていうのは、仕事をしようと思ったら当たり前のことじゃないですか。そこさえも惜しんでいたら、前には進んでいかないと思いますよ。そういう見込みもなくて、できないじゃないですか。だから、何か、その補助金っていうお話が出てくるけども、ビジネスとして、じゃあ、自分は、こういう得意があって、こういうふうなことがあって、お客さんが1人来たら、多分これぐらいの値段でできるだろう、月に何人ぐらいお見えになるだろう、それで、経費はどれぐらいかかるだろう、そうすると、最初はこれぐらいだけでも、半年後、1年後には、こういうふうにできるんじゃないかっていうふうなところの、そんなイメージっていうのは、まず、持たないと、それがわかるくらいなら苦労せんとおっしゃったら、でも、それもなくてできるわけではないと思うし、だから、どっちが先かという話かもしれませんが、それは、多分、だから、その村がやる気出すまでは、わしらは座っているっていうんだったら、全然あれだと思いますよ。それこそ、もっと、もっとやる気のある方たちと一緒に頑張るっていうふうな形にならないと、何か村がこれせえ言うから、じゃあ、それ、やろうかっていうんじゃないか、余り期待はできないんじゃないかと思います。

○4 番 (山崎 啓造) 補助金のことを言ったのはですね、村に頼るという意味じゃないですよ。それぞれ、自分は自分でやるために、そのものを融資してもらったり、考えていくっていうことで、それは、自分で考えるんですよ、もちろんやるんだが、村がね、

何か、もうちょっと、その、村でやってくれなきゃ、おれたちはできませんじゃなくて、村も、将来を見えるような方向性をどおんと打ち出して、皆さん一緒に頑張ろうねっていうふうにしてほしいってことを言っているの。ね。そういうことなんですよ。だから、その村がやらなかったら、それぞれが考えなきゃだめだということ言っているんじゃないで、物足りないところが、そういうところだよってことを言っているんです。

○村 長 前から申し上げているようにですね、それぞれ、いろんな方がいらっしゃる、いろんな得意があって、いろんな農家がある、いろんな状況があるっていう中で、例えば、これをやれ、中川村はこれで行くから、これをやれというふうな形で定める、そういうことを期待されているのかどうかわかりませんが、だから、私は、これをやりたい、私は、これをやりたい、私は、こういうことがしたいっていうふうなのがたくさんあるのが、村の魅力の厚みが増していくことだと思うんですよ。だから、1つのことをするんじゃないで、いろんな、それぞれの取り組みみたいなものが、それぞれに花が開くような形をつくっていききたいなと思っています。そのためには、1つ、まず、1つずつ成功事例をつくっていききたい。今、幾つかの成功事例に近いものが既にできつつあると思いますけども、それを持って増やしていきたいというふうに思っています。

○4 番 (山崎 啓造) そうですか。

じゃあ、ちょっと視点を変えます。

以前にも提案をさせていただいているんですが、村内のね、既存の施設、中川村の特徴を生かして、らしさを出して、中川村の味ってものを外へ発信することで、いわゆる活性化につながっていくんじゃないかっていう、自分が気がするんですが、例えば、前も言いました遊歩道だとか、クライנגルデン構想だとか言いましたが、望岳荘を拠点にして健康食を提供してってというようなことも言いました。要するに、今、現在の人たちっていうのは、疲れている部分っていうのがいっぱいあって、いわゆるいやしというものをすごく求めている、そんな時代になったと思うんですが、例えば、望岳荘でね、来た人にいやしを受けてもらって、元気になってもらって帰って行ってもらう、それには、やっぱり、最初に言いましたが、中川村村民の、その今までずっと続いてきた気質だとか、心根だとか、そういうものを十分に満喫してもらって、いやされて帰ってもらうというようなことで、何か活性化につなげられないのかなっていう気がするんですが、そんなことは、どんなように思いますか。

○村 長 その今おっしゃったことも、それから、先ほど私に期待されたことも、具体的には何なのか、そのやりますってことだけの話なのか、具体的にこれをしろっていうお話なのか、ちょっとわからないところがあって、今の、その望岳荘についても、そのいやしの提供というのが、例えばどんなサービスをイメージされているのかってこととか、先ほどのご質問でも、その村に何を、具体的にどういうことを期待されているのかってようなことを教えていただけると、もう少し深まった議論ができるのかなというふうなことを思います。

○4 番 (山崎 啓造) それは質問ですか。

○村 長 いえ。そう思いますということです。

○4 番 (山崎 啓造) 思いますっていうことですね。

あのね、具体的にといっても、じゃあ、ここで話している時間もないんで、また改めてゆっくりとやりましょう。ね。そういうことでお願いしたいと思います。

それでは、1つ、これは、ちょっと言いづらいことなんですが、農産物の加工施設を村長はつくりましたよね。あれ、すごい、みんな期待して始まったと思うんですが、今、何か、そのね、その内部のことを言っているか悪いかわかりませんが、組合員で組織をやっているんですが、嫌になっちゃったとか、辞めちゃいたいなあっていう人がいっぱいいるんだよね。聞こえてきます。それって、これ、どういうことかなあとって、つくるにはつくったよ、あと、皆さん、いろいろ考えてつくってください、そして商品開発してくださいと、それも必要だと思いますが、その今の現状っていうんですかね、その辺のところ、村長は、どんなふう把握をされていますか？

○村 長 組合の皆さん方が管理を——管理っていう言い方がいいのか、管理をしていただいているというふうな、かつ、また、そこを利用して、活用して、いろんな物をつくったりもしていただいて、利用していただいているというふうなことでございます。

組合としても、営業的に、その持続をしなくちゃいけないというふうなことがあるから、もうけを考えて、その人件費なんかも考えてやっていかにやいかんっていうこともあるでしょうし、それから、また、できることであれば、中川村の農作物の、こう、ね、活用の度合いも上げていただきたいというふうなこともあるし、それから、評判になるような、名物といいますか、ちょっと遠回りしても寄って買って帰ろうよと遠くの方が言うてくださるような、そういう、こう、レベルの高い物をつくっていただいて、中川村の名前も高めていただきたいというふうな思いがあります。

それは期待しているところですけども、実際、やったりする中では、いろいろ家の事情のこととか、農業のこととか、そんなふうなことがある中でですね、皆さん試行錯誤しておられると思いますので、いろいろ、その問題点もあるでしょうけども、やっぱり、その中で試行錯誤しながら克服して行って、できれば、先ほど申し上げたような、もう、商売として継続性がある、それに加えて、ぜいたくを言うとか——ぜいたくを言うっていうか、そもそもの目標だったところの中川村の農作物の消費、それが中川村のブランド価値を高めるといふところまで、やっぱり、そう簡単ではないと思います。そこら辺は、やっていただきたいし、それから、もう1つ思うのは、いろんな、こんなことをしたいなというふうな、その意欲のある方が、あそこを使って、いろんな形で使えるように、もう少し使い勝手というのを、あそこは、当然、商売物を売るわけですから、だれでもかれでもですね、勝手に使うわけにはいかない、その衛生管理のこととかもありますけれども、そういうふうなこともクリアにしながらか、やる気のある方が使って、自分の、こういう物を食べてもらって、商品にしたいというふうな思いをですね、実現されるような場所になっていったらありがたいなというふうな思いです。それは、だから、組合の方だけじゃなくて、ほかの方も、今、使え

ますし、その辺の使い勝手とかっていうことも考えていかにやいかんでしょうけども、村内の中から、あそこを、こう、こんなことを利用して、こんなものを作りたいというふうな思いの方が、もう少しあらわれるような配慮みたいなこともして行って、成功事例を、それこそ、生まれるようなことを望みたいと思います。

○4 番 (山崎 啓造) ええとですね、私、あの施設で中川村の何か商品をつくって、それが売れて中川村が活性化きやいいなっていう、ずっと思ってきました。今、村長が言うとおりにんだけど、ただ、ただですよ、その中、中身、中身、人たちですね、そこで働いたりお手伝いしたりしている人たちに、不協和音がね、聞こえてくるようでは、とてもうまい物なんかできませんよ。いい物なんか絶対できない。今ね、それが聞こえてくるんだよ。それが。だから、村長、それがね、きちっと把握できていないっていうことになる、これは、つくった手前、責任もあるんじゃないのかなあっていう気がするわけですよ。だから、いわゆる特定の人やね、言いたいことを言って、昔から中川村にずっと培ってきた、その人情だとか心根の優しさだとか、触れ合いだとか、そういったものが排除されつつあるような、そんなことが聞こえてくるわけ。それではね、あの施設は宝の持ち腐れになっちゃうと私は思うんですよ。それは、つくった人の責任としてもね、きちっと精査して、わかってもらったほうがいいんじゃないかと思いますが、どうですか。

○村 長 いろんな方が、いろんな思いで参画されていると思いますので、当然、いろんな考え方があるのかなというふうな思います。どういうふう利用するかとか、私はこんなふうなことをここでしたいっていうのが、皆さん、いろいろあると思うんで、それが一つにまとまってくる間には、やっぱり、いろいろ、当然、あつれきというか、そういうものがあるんじゃないかなあというふうな思いますので、余り、そう何年もかかってもいいというわけじゃないと思いますけども、そういう試行錯誤の中で、やっぱり、その、何ていうかな、考え方も練られてくるし、チームっていうのも生まれてくるんじゃないかというふうな思うところがございます。

何か、じゃあ、ちょっと振興課長から補足してもらいます。

○振興課長 山崎議員のおっしゃるとおり、不協和音が出たことは、これは確かです。それは、やはり大勢の人間で組合をつくっている中で、大勢の皆さんの中には、それぞれ考え方がいろいろな部分、あります。ちょうど22年に組合がつくられまして、特に23年度、内部で、いろんな方向性、組織の体制整備、そんなものを考えながら、それぞれ、体制も、必ずしも後退じゃなくて、前向きな姿勢も、はっきり言うて見えてきております。例えば、部門別の管理、つくる物による部門別の管理ですとか、そういった方向も出てきておりますし、また、新たに、辞めていかれた人だけじゃなくて、新たに入られてきておられる方もおります。

それと、私も昨年の4月から、一応、振興課のほうへ参りまして、様子を見てきたわけなんですけれども、その中、一年間、見てきた中で、この4月に加工組合の役員の方との意見交換会、これを持ちまして、一応、村として、当初の考え方、それから、やはり、加工組合といっても、やはり、いかに中川の農産物を使いながら、こ

の中川を活性化していただくか、地域づくりをしていただくか、そういったことも非常に重要ですし、もう1つの考え方としては、加工所が仕事が多くなってフル活動することによって安定雇用なんかも生まれることも、こちらでも期待していますので、そんなことも申し上げたり、それから、5月の末に加工組合の総会がありましたけれども、総会の席でも、また、組合の皆さんと一緒に情報交換をする機会等を設けていただいたりして、一応、組合の皆さんに対しましては、こちらの考え方等を述べてございます。

それから、ちょっと、その前の6番の質問にも関係してまいりますけれども、今、結構、何だかんだで中川村を訪れる方っていうのは、はっきり言って増えてきているんです。ところが、中川村で特色ある食っていうのが少ないんですよね。例えば、駒ヶ根へ行きますとソースかつ丼があり、飯島ではさくら丼、それから、松川へ行けばゴボトン丼、それから、高森町へ行けばアルプスサーモン丼、こういったものが近隣にあって、中川村へ来た方が「おい、何かおいしい物、珍しい物ないか？」って聞かれたときに紹介できる物が無いというふうに、私どものほうへも、そんな情報が入ってきております。そんな中で、1つは、中川の飲食店組合の皆さん等や加工組合、それから、猟友会のほうでも、昨年、480頭くらいのシカをとったりしているんですが、このシカも活用されていないっていう中で、何とか、こう、中川村の特色ある食を考えるってことを組織的にできないかっていうことで、それぞれ、今、投げかけをしている最中です。そんなことも通じながら、加工組合も、また、そんなところへ参画していきながら、とにかく、新たな加工品、俗に言うヒット商品ですよ、これが幾つか、やっぱりないと、なかなか経営は安定しない、はっきり言って、長野県では、今、100以上の農産加工所があるんです。今、もう、農産加工については、もう、はっきり言ってブーム、ブームの中で、いかに勝ち残っていくか、言い方は悪いかもしれませんが、勝ち残っていくか、抵抗していくか、それは、やっぱり、携わる皆さんも、しっかり動いていただきたいと思っておりますし、また、それだけじゃなくて、農家自体の皆さんも、いろんな知恵を出していただいたりとか、あるいは、自分たちが今までつくっている物の、その技術なり、いい物があれば、どんどん出していただいたり、そういう形で加工所がますます利用されればというふうに考えております。

○4 番 (山崎 啓造) 振興課長の説明が非常によくわかりましたし、熱意も伝わっては来ますが、村長、多いうことを言ってくれるとね、非常に、まあ、課長の仕事っていえば仕事かもしれませんが、非常にこっちとしてもいいなと思う感じをするわけですよ。

その施設の中の役員か組合員さんかとの話し合いをしたっていいですが、そういう、なかなかね、型にはまった話し合いっていうのは本音が出てこないんだよね。だから、本当のところはどうなんだっていうことを、きちっと把握をしてもらって、これから、そこら辺のところへ力を入れてもらって、とにかく、あの物を起点にして、中川村が元気になるってことを考えていただかなきゃいけないというふうに思っています。

提案をしまして、質問を終わります。

○議 長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時とします。
[午前11時52分 休憩]
[午後 1時00分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
8番 柳生仁議員。

○8 番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました災害に強い村づくりと地域おこしをどうするか、村の構想はということでお伺いいたしてまいります。

36年の災害から50年が経過いたしました。

昨年は、そうした中でもって、各地を見て歩き、当時を思い起こすいろんな計画がありました。

私も被災地と一緒に見て歩きまして、当時の惨状を写真を見ながら偲んでまいりました。

そうした中で、滝沢とか四徳は、今では民家もなくなってしまい、非常に寂しい状況であります。

近くでは、保谷沢川を初め近くの川がはんらんし、田畑を流し、民家を襲ってきたわけであります。

これらの沢におきまして、近くでありますけれども、堰堤なども設置されまして、今は安全のように見えますが、果たして安全かどうかということでお伺いしてまいります。

近くの保谷沢川でありますけれども、災害当時、すぐに大きな堰堤が建設されまして、下流域の皆様方の生活の安全が図られるよう対応されましたけれども、約40年ほど前でもありますけれども、堰堤が倒れる心配があるっていうことでもって補強がされた経過があります。

昨年、5番議員からも以前にも質問がありましたが、その後どのようになっているかということで、私は足を運んで見てまいりました。

以前は、川の両側がきれいに整備されまして、河川も3面張りになり、とても安心できる状況でありましたけれども、最近では、竹やら巨木やら倒木やらと非常に深刻な状態になっております。

5番議員からいただいた資料でありますけれども、平成18年に、村長も4月18日に現地に足を運んでおられます。

今現在も、下から上がっていきますと、あの大きな堰堤へ行くまでには、本当に行くのがやっとの困難な状況であり、果たして、これでもって下流域の皆さん方の安全が守られるのかなあと、こんな心配をしております。

このことは、松川町の地籍だと聞きますし、両方との協議が必要でありますけれども、河川は1級河川であります。

これらの川の整備がどうなっているかお伺いします。

また、南陽の大沢洞でありますけれども、この上流には一ペイ清水という小さな沢が

あります。ここも三六災で大きな土石流が発生し、現地の方の当時を振り返って聞きますと、想像もつかない大きな岩が空中を舞って来たということで、本当に当時の惨状を目の当たりに聞いてくることができました。

ここも歩いて足で上がってみますと、現在、決して安定している状況ではないと、こんなふう思うわけであります。

ここにも38年には堰堤が建設されまして、現在は土砂でいっぱいになっておりますけれども、安定しているかのように見えます。

しかし、この堰堤は、既に亀裂も入っており、倒れることはないかと思えますけれども、安全性が心配であります。

美里地区の矢田にあります南沢という、この沢がありますけれども、やはり、ここでも土石流が発生し、民家を襲い、田畑を流しております。

この堰堤も38年に完成しておりますけれども、行って見ますと、コンクリートの老朽化が激しく、非常に心配されます。これらのところも、上流に上がってみますと、決して安定している状況じゃないと思えます。

こういった沢、ほかにもありますけれども、手鳥だとか上見沢の上流は、まだまだ大きな堰堤が健在でありますので、ときはいいんですが、こうした保谷沢川とか、それから、大沢洞、一ペイ清水、美里地区の南沢など、今後、安全かどうか非常に心配でありますので、安全確認はどうなっているかお伺いします。

○村長 3カ所の危険箇所についてご指摘をいただきましたけれども、その前に、ちょっと全体的な危険箇所についてのお話をさせていただいて、その後、個別の場所については所轄のほうからお話をさせていただこうかと思えます。

ご指摘のとおり、村内、いろいろ心配な場所があるわけなんですけれども、1つは、天竜川の堤防、あるいは小渋ダムの堰堤等々ですね、まだまだ堤体の強度不足等々がございまして、そういうような点につきましては、まず、1つは、国交省さんのほうに定期的に見ていただいて、改良の要望も続いているところでございます。

それから、県の伊那建設事務所のほうにも、所長様以下、村の所、来ていただきまして、ご案内を差し上げてですね、現状を見ていただいて、相談を繰り返しているというようなことでございます。

今、153号線の坂戸橋の北の所が、今、片側通行になっているかと思えますけど、あそこについても、地盤が大丈夫なのか、どういうふうなのかというふうなことで、確認のためのボーリングを、今、させていただいているというようなことでございます。

それから、村内もですね、それぞれの地区から、ちょうど今の時期、いろいろな地区要望が出されていて、その中で、危険箇所、修理が必要ではないかというような問題提起を、今、ちょうど順番にいただいているような状況でございます。建設水道課、それから振興課で現地を確認をさせていただいて、緊急度に応じて対応するようなことで、ずっとやってきております。

建物的には、公共施設の耐震化も終了しているということで、あと、橋、橋梁の耐震診断ですとか、緊急輸送路、避難路っていうふうなかわりの道なんかの整備という

ふうなこと、あるいは避難施設の電源確保等々というふうなことも進めていかなくてはいけないというふうなところで、取りかかっているところでございます。

ただ、なかなか、今、お話しいただいたとおり、全然心配な箇所がないということでは全然ございませんので、大体、ここがこういう状態だなんていうのを把握しているつもりではありますけれども、なかなか、その効果が上がるような形で手を入れていこうとすると、今、かなりの抜本的な対応が必要な所が多いというようなことで、状況を見ながら緊急度に応じて対応をしていかなくてはしようがないのかなというふうなことでございます。

今、申し上げたとおり、地区のほうからもご指摘をいただいているし、こちらでも前々から気になっている所もあるというふうなことで、大体は把握をしているつもりですけれども、今後とも、また、危険箇所のご指摘をしていただく気がついていない所も、ひょっとしたらあるかもしれませんので、ありがたいのかなと思えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、ご指摘いただいた部分に関しましては、担当課のほうからご説明をさせていただきます。

○振興課長 私のほうから若干お話をさせていただきますけれども、治山関係の堰堤としましては、国の直轄治山事業、それから、国費補助による県の公共治山事業、それから、県単治山事業、こういった3種類でございます。

三六災害以降、国の直轄治山事業により数多くの堰堤が建設されておりますけれども、そのほとんどが南向地区、そして、特に四徳地区には相当数が建設されております。このほか、国や県によりまして設置された砂防堰堤も相当数ございますけれども、村が直接建設したのではないということで、すべての状態を把握している現状にはありません。

村としては、堰堤の安全確認を定期的に行っておりませんが、先ほども村長の答弁にありましたとおり、地元の皆さんなどから異常などの情報が提供された際には、現地調査を行いまして、国、または県の機関へ状況を報告するとともに、必要な対応を依頼しております。

それから、質問の中にございました大沢洞の堰堤ですけれども、これ、治山堰堤でして、コンクリート表面にはがれや挫折痕は見られますけれども、クラックの形跡は見られず、堰堤は、一応、治山効果を発揮しているというふうにおもわれます。

以上です。

○8番 (柳生 仁) 今、言ったことについては、安全確認をしていないということでございますけれども、できることなら、やはり、土石流があった所で民家に近いところは、50年間、崩落のなかった、土石流がなかったでいいじゃなくて、やはり安全確認はしてもいいんじゃないかと、地元から要望があれば、また、見ますよっていうんで、期待するわけでありまして、平成8年に姫川の上流でもって、蒲原沢っていうのがあります。そこは、12月6日になりますけど、多分、午前中だったと思えますけれども、天気の良い何でもない日に、突然、土石流が発生しました。12月ですから雪解け水も

あったかもしれませんが、土石流というのは、このときには14名の建設作業の従事者が流された経過があります。皆様方も、きっと、全国的なニュースでもって知っていると思いますけども、山というのは、あるとき、一定の力を蓄えていて、我慢し切れなくなると、突然、土石流となって崩壊してまいります。ぜひとも、こういういった所の安全確認をしてもらいたいわけでありまして、日本の治山というのは、なかなか、手をかけても、かけても、ここでいってということがなくて、非常に難しいわけでありまして、河川であります、さきの天竜夢会議のときに、最後の締めるときに、大地の川というのは、関正和さんの本ですか、あれを読んでみるよ、いいこと書いてあるって言うておられましたので、読んでみましたら、オランダあたりは、高潮計画は1万年に1回の大高潮でも耐えられる対策をすと書いてあります。また、イギリスのテムズ川ですか、これも1000年に1回の大水でも耐えられると、それから、アメリカのミシシッピ川でも500年に1回の大水に耐えられるってようなことが書いてあります。日本の場合ですと、どうも50～60年に1回しか耐えられないような河川整備かなあつていうようなことも書いてあるわけでありまして、治山がしっかりしていなければ、河川もまずいなあとと思うんで、ぜひとも、治山整備のほう、行政のほうでもしっかりやってもらいたいと、それから、もう1点、今、お答えいただかなかったですけど、保谷沢川の上流の竹とか倒木の状況、これは松川町の地籍でありますかもしれませんが、進捗状況はどうなっているか、もう1回お伺いします。

○建設水道課長

保谷沢の、その木の状況ということですが、前回、村田委員さんからご質問があつて現場を確認して依頼は、うちのほうでは特に確認をしておりません。治山の関係と、松川町さんが伊那建設事務所さんのほうとも話をしながら進めていただいて、河川がきれいになりましたよという報告が、議員さんの写真にも載っておられましたとおりでありますが、うちのほうでは、それ以降、特に伊那建設事務所へ、その要望を出した経過はありません。

それから、土石流等の関係であります、倒れていた竹自体が土流への影響を大きく、土流への影響を大きくするというふうには見ておりませんので、ただ、そこへ行く間に、その河川護岸のところへ寄りつくのに寄りつきづらいという効果——効果というか、悪影響はあるのかと思いますが、そのことが土石流への発生への影響を大きくしているというふうには思っておりません。

それから、土流ばかりじゃなくて、砂防全体に関してであります、村ばかりでなくて、毎年、危険箇所のパトロールっていうのを毎年6月ころ、天竜川なんかは、河川パトロールっていうのを、また、危険箇所っていうことでやっているんですが、水防箇所、重要水防箇所のパトロールっていうものをやっておりますけれども、土流等についても同じであります。急傾斜ですとか土流、今年の場合は、6月の25～26日に確かパトロールがあると思いますが、差し迫った危険とか、それから、地元からお話をいただいた所については、建設事務所さんのパトロール等ときにも見ていただいておりますし、それから、すべての箇所について全部を確認をするということは、

していないと、こういうことで、確認をしていないと先ほどお話をしたところでありまして、つけ加えさせていただいてお答えとさせていただきたいと思っております。

○8 番

(柳生 仁) 今、竹くらいじゃあつていう感じだったけど、行ってみますとですね、あの護岸の頭に、もう大木が生えております。あの護岸、壊されるかなあつて心配しております。また、川岸に、川に横たわっている大木もあります。川の中に巨木もあります。こういったのが大水で流れてくると、下流でもって川に引っかかって、また、はらんするかなあつていう心配がありますので申し上げたわけでありまして、ただいまの報告でありますから、また、地元から要望があればということがありますので、また出てくるかと思っております。

次に、これは1例でありますけど、高度成長の時代でもって、道路があちこち開設されまして、山が切り開かれ、橋が架けられて、非常に快適な環境になってまいりました。橋につきましては、今年は点検するという年でありますけども、ブロック積みなんかも起きてきて心配だつていう所があるわけでありまして。

以前に、南原の教員住宅の盛り土の土を抑えるためのブロック積み、それと、広域林道の陣馬形線入り口の手前にあるブロック、これは傾きが大きくなってきているんで、心配ないかつていうことでもって教育委員会にお話ししてみましたら、現在、調査中と、それから、林道にあつては、課長のほうから注視をしているという話でございました。注視っていうのは、話を聞きますと、注意して見ているんだよつていうことでありますけども、この安全性は保たれているかどうかお尋ねします。

○振興課長

それでは、広域基幹林道陣馬形線のブロック積みにつきまして私のほうからお答えをさせていただきますけれども、記録として残っている上では、平成21年に、当時の担当者により現地調査を行い、以来、要監視として現在の担当者にも引き継がれまして、特に台風や大雨の後、あるいは業務等で現地を通行する際には確認を行っております。

確認している状況としましては、平成21年以降、現在も、年に1cm程度動いております。ただ、今の状況で、すぐに倒れるということは、ちょっと余り考えられず、今後も監視を継続してまいりたいというふうに思っております。

○教育次長

それでは、南原教員住宅の件について私のほうから答弁をさせていただきます。ご指摘の南原教員住宅裏と申しますのは、中学校グラウンド南側の校長・教頭住宅南側の土どめブロックかと思っております。

昭和52年度に中学校校長・教頭住宅を建設をしておりますので、それ以前の積まれたブロック積みと想定をしております。

現地を調査しましたところ、ブロック積みの天板の裏側に長さ15m、幅10cm、深さ10cmほどの陥没が確認できております。過去にブロック積みの根継や接続部の補修等、補強をした経過も確認をしております。

勾配についてご心配ということでしたが、素人で測りましたけれども、2分5厘ほどの勾配が、まだ、あるということです。

現地は、工事からおよそ35年が経過してございまして、盛り土も落ち着いてきている

ことから、大雨の後や土が緩む春先に現地を見回って安全点検を行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 広域林道のほうであります、日々、通るたびに見ているということで、年に1 cm くらい起きているかなということでもございましたが、現地へ行って勾配なんか確認しますと、もともとが3部勾配で建設されているようであります。現在、2部勾配になっておりますので、30%、33%くらいですか、起きたかなあと、もうちょっと起きると非常に心配でありますので、ぜひ、これは、注意し、必要があれば作り直すくらいの覚悟も時として必要かなあと、こんなふうに思っております。

教員住宅のほうのことでもありますけれども、これも、基本が3部勾配で建設されているかなと、こんなふうに思いますが、現在、ここも2部勾配になってきております。やっぱり33%くらい起きているかなあと、これが1部勾配まで起きてきますと、あとは倒れるばっかりになって心配ですので、ぜひとも、ここに限らず、これは1例でありますけれども、ぜひとも、村内の各所、地域から情報をもらって、安全対策をしっかりお願いいたします。

次に、中川村に大きな地震が来るのではないかとすることは、これ、全国版でありますけれども、全国のところでおっしゃってありますが、今、日本中が、地震が来ると非常に言われております。こうしたことで、耐震補強が進んでいない家庭が、まだまだたくさんあるかと思えます。こういったご家庭の皆様方の中でも、特にひとり暮らしの方たち、こうした方たちの安全確認はどのようにされているかお伺いします。

○総務課長 おひとり暮らしの方の安全確認ということではありますが、基本的には、地区自主防災組織の中で、そういったひとり暮らしのお年寄りの皆様については、避難のときにはという対策をとっていただいているものと思っておりますが、特に、そういう方のおうちが補強の度合いがどうなっているかということについては把握はしておりません。

ただ、村としましては、ご承知のとおりかと思っておりますが、耐震の状態、これは、建築基準法の改正以前の建物については、簡易診断、それから精密診断をしていただいて、耐震程度がどのくらいあるのかということを進めていただくように、過去から話は進めてきておりますので、そういう段階では、このお宅がどうなっているかという個々のものは、全部、整理してございませんが、そういったところで進めているのが現状であります。

○8 番 (柳生 仁) 今、そういった弱者の対応の把握をしていないという答弁でありましたが、やはり、耐震補強が済んでいないっていうか、むしろできないご家庭もあるんじゃないかと、そして、ひとり暮らしのご家庭、こういった方々は、以前に消防団員が家具が倒れないように固定をして歩いてくれたということは理解しております。心配なのは、特に、ひとり暮らしでもって耐震補強の済んでいない方々のご家庭でもってですね、地震が来たときに、第一歩の地震のときにさっと逃げればいわけですけども、そういった方々は、特にさっと逃げられない方々ではないかと、こんなふうに思うわけであります。それを予防するには、地区に任せるんじゃなくて、やはり自分

でも、そこに避難できる場所があれば、地震が来て建物が倒れても、その中でもって何とかしのいでおり、助けてもらえるかなあと思っております。

地震が来た場合にですね、どこの方々も一人一人、まず、自分は自分で守ることから、また、自分の家庭を守るっていうことから、すぐには弱者のうちには飛んで行けないんじゃないかと、こんなふうに思うわけでありまして。こういったときに、そのうちの中に避難できる場所、これは防災ベッドって言いますが、前にも防災ベッド言いましたが、余り関心を持ってもらえなかったんですが、こういったものがあるならば、そこがあれば、私は、一命を取りとめることができるんじゃないかと、こんなことを思っております。別に防災ベッドに限ったことはありません。強い部屋をつくれればいわけでありまして。そういった指導ができないかどうかお伺いしたいわけでありまして、現在、防災ベッドの進捗状況は、まだまだ、そんなに思うように飛んでいきません。中には防災ベッド、防災シェルターと、いろいろな種類があるわけでありまして、防災シェルターのほうがちょっと高くして45万円ほどするわけですが、防災ベッドのほうは30数万円っていうことで、各行政が支援をしております。現在、進捗状況は、ニッケンっていう会社でありますけれども、513基の防災ベッドが出ているということで、これらの方々は、こういった物で、夜の就寝のときも安心して眠っておられると、一番心配されることは、人間が一番無防備なのは就寝中かなあと、この安全対策を村としても、やっぱり考えていかにやならんと思っております。こういった安全対策を考えてもらえるお考えはありますか。

○総務課長 65歳以上のひとり暮らしのご家庭に限って申しますと、140世帯はございます。また、高齢者のみの世帯、のみというか、ご夫婦の世帯を足していきますと、その数は倍近くになるわけございまして、これに対しまして、今、おっしゃられたとおり、おひとり暮らしのところのご家庭にベッドを入れるとなると、30万円は、やはり、私も調べましたが、するようですから、この総額たるや結構なものになるかなというふうに1つは考えるところで。

それと、議員、おっしゃられましたとおり、確かに上から天井の落下、それから、家具等が倒れてきて下敷きに——下敷きというかになってお亡くなりになったっていう方は、阪神淡路大震災では80%を超える方が、そうやって木造住宅の中でお亡くなりになったっていうことも出ております。これは、夜間に起きたっていうか、早朝、未明であったということが、就寝中ということが大きい原因かと思っておりますが、もう1つは、関西地区の古いお宅については、もう、地震は来ないだろうという、そういう安心感があつたんじゃないかということも、私も聞いております。

それと似たようなケースですけど、長野県北部地震、これも夜間っていうか朝方、深夜に起きました。3月12日に起きたわけでありまして、このときは、建物は確かに、倒壊を——木造の建物を中心にして倒壊をしておりますが、実は、この中でお亡くなりになった方は、どなたもいらっしやなかったということでありまして。雪に耐えられるように割と強いおうちが多かったのかなということも言われておりますけれども、一方では、そういうことがあつたということでありまして。

ですので、夜間に地震が起きた場合には、確かに、つくらないよりも、そのほうがいいだろうと思いますけれども、整備をしていくに当たっては、結構高価な額になるところでありますので、自治体によっては半分の補助をするというようなところも、東京都だと思えますけれども、出ておりました。また、近隣では、愛知県ですとか、長野県の場合だと茅野市やなんかでも助成を始めているようであります。茅野市につきましては、これは、糸魚川静岡構造線の近くということでありまして、そういうこともあって補助を、制度を設けているのかなあとと思いますが、私どもの村としましては、地震防災計画にありますとおり、まず、伊那谷断層帯の直下型の地震による死者が——死者というか、による被害が一番多いだろうという想定はされるわけでありまして、それにしても、必ず夜間に起きる、いつ起きるかわからないわけでありまして、そういうことも言えるわけでありまして、なかなか手が打てないところであります。先ほどから申し上げておりますとおり、補助としましては、家具の転倒防止に対する申請をいただければ、これに対する補助制度はございますし、もう1つは、先ほど言いましたとおり、簡易診断、それから精密診断に基づいて耐震補強で0.7以上の数字になるように家を部分的でも直すということに対して、その強度が補強をやられる方ということになります。対しましては、国県の補助制度がありますし、村も補助をいたしますので、なかなか、これが進まない状況ではありますけれども、このものを、やはり、基本に戻って進めたいということが村としての考え方でございます。

○8 番 (柳生 仁) 耐震補強でございますけれども、やはり、ひとり暮らしでもって高齢になられますと、その果たして投資ができるかなあという心配はあります。簡易ベッドっていいですけど、ベッドに限ったことない、そのうちの中でここが安心だっという所がつかれるような施策、今後、ぜひとも考えてもらって、特にひとり暮らしの弱者の方々が、そういった地震なんかでもって下敷きにならないようなことを考えていただきたいわけでありまして。たまたま栄村では死者は出なかったわけでありまして、だからといって安心はできないと思います。ぜひとも、ひとり暮らしの弱者、特にご高齢の方々が、こうしたときに避難をしていてつまずいてけがをしておったんでは、元も子もないわけでありまして。ぜひとも、こういった対策をお願いいたします。地震でもって、中川村へ来ないことが一番望むわけでございますけれども、最近では全国各地が地震が来るんだというふうにされておりますので、ぜひ、高齢弱者が被害に遭いにくい、遭わないような施策をお願いいたします。

4番目の緊急避難用のトイレということでもありますけれども、今度の大地震です。ね、問題になったのは、緊急避難所でもって、仮設トイレはすぐに間に合ったそうあります。間に合ったけども、やはり利用者が多くて、その清掃が追いつかなかったとあります。

中川村でも各集落に非常用の電気が配置されますので、合併浄化槽も機能するかと思えますけれども、これが機能するかどうかっていうことと、また、公共下水の場合は使えなくなる可能性があります。こういうときに仮設トイレを設置する場合には、清

掃がいかに大事かっていうことがあるわけですけども、今回の震災では、用を足していると、外から「まだ出ないのかあ？」って怒鳴り声があったりして、だんだんトイレへ行く回数を減らして体調を崩したということも、いろんな物に書いてあります。緊急時のときのトイレなどの対策はどのようになっているかお伺いします。

○総務課長 まず、緊急避難所のトイレ対策ということでご質問をいただきましたが、ご質問いただいたのは、今回、避難所に入れようとしております非常用電源設備の關係の避難所ということかと思えますけれども、この発電機の規模を決定するにつきましては、その施設にあります最低必要な照明系統、それから暖房系統、電気ですのでファンヒーター等を使うという前提であります。それから情報系統として電話ですとか、あるいは、場合によっては通信用のパソコン、こういった物が要るかと思えます。それから、厨房の系統、そういった部分の必要電氣量を出しまして、さらに、余裕電力を、今申し上げた使用量の20%程度を余裕電力としてはじき出しておきました。その上で規模を決定しております。現在のところ、トイレも、いいことに電気で水が流れたりとか、暖房、便座を温めたりとか、そういう仕様なところが非常に増えておりますので、そういう部分も十分加味した上で、トイレに使う電氣、その中には、浄化槽の持っている避難所につきましても、曝気のプロアのモーターがあるわけでありまして、必要なものは、それだというふうに、電氣は、それですけども、電圧が100V、110Vの電氣が供給するだけの余裕を持った、その余裕量の中で発電機を導入いたしますので、合併処理浄化槽が、地震による傾きですとか、槽が割れたとか、流入とか流出間の断裂等がない限りは、5日間程度の電氣の供給は可能です。5日と申し上げましたが、これは、不測の灯油、軽油のタンクを満杯にして、なおかつ発電機の中の物も満タンにしておきますので、それをやっておくと、大体4日半から5日くらい回しっぱなしでも大丈夫ということですから、あと、燃料が来次第、一たんためて、また補充をすれば動きますので、そういう心配はないかと思えます。

それから、今一番、やはり、ご指摘のとおり、問題なのは、集合処理をしているところでありまして、集合処理をしているところについては、とりあえず、東日本大震災でもそうでしたが、公共下水道やなんかは、あるいは流形水道の終末処理やなんかは、海の近くにあるというようなことで、これが実際には津波等でだめになった、あるいはマンホールと管が断裂をして使えなくなったという現状はあります。タイプとして、マンホールの上に設置をするタイプの、何ていいますか、トイレ、簡易トイレを、今、備蓄しておりますし、これについては、今年度も必要なものは買いそろえておりますので、各ところで、防災組織——防災っていうか、倉庫の中で2つ以上は、これを整備しておりますので、主だったところでは、当面のところ何とかかなという考え方でおります。

○8 番 (柳生 仁) 合併浄化槽については、十分使える対策をされているということで、非常に安心しました。

また、マンホールの上に設置をするということで、このほうも相当量があっても機能するだろうというふうに思っておりますが、これらの訓練というか、設置して——

緊急設置してみたいな経過はありますか。訓練っていう表現は悪いかもしれませんが、設置、これができるよっていうようなことをしてみた経過はありますか。

○総務課長 申しわけありません。私自身も、今の係の者も、恐らく、ちょっと広げて、実際にやってみるといことはしていないかと思しますので、おりません。

○8 番 (柳生 仁) ぜひとも、大変いい物が用意してありますので、訓練っていう表現はおかしいわけですが、広げた後、たためないようでは困りますが、ぜひ、広げて設置をして、使えるなっていう確認はしていただきたいと思ひます。

次に、災害時の安心シートっていうことですが、これは提案でありますけども、お手元に白黒でコピーした物が行っておりますけども、実際の大きさは、この程度の大きさのものでありますが、これに、それぞれ書いて持っているわけですが、災害になりますとですね、避難所へ行って、それぞれ持病があったりして、そして、緊急時に、この方がどんな持病があるかなあとか、どんな薬を飲んでいるかなあとか、普段の血圧がどんなのかとか、そんなことがわからなかった事例が、報道もあったかと思ひますし、いろんな本にも書いてあったような気がします。

そこで、これは、私は当人じゃありませんけども、公明党のほうでもって出した資料であります。原本がわかりづらいんで、ちょっと大きくしましたけども、書いた日にと、それから、その人の氏名、男女の性別、血液型、生年月日、住所と自宅の電話番号、携帯番号、それから持っている持病等、それから服用している薬、薬は、非常に、病院のほうからわかりやすい名前を書いてくれますので、そういったもの、それからかかりつけの病院、それから担当の先生方、それから、過去にこんな病気に入ったようなもの、あと、自宅以外に自分がこの方に連絡してほしいっていうような氏名と電話番号等の関係が書いてありまして、それから、一時集合場所ということになっておりますけども、これは、災害に限らず、事故等、また、旅行もそうですけれども、こういったのを持っていると、非常に何かのときに自分を守る一つの目印かなあと、こんなふうにするわけがあります。

公明党の方々は400枚ほど配ったようではありますが、好評だそうであります。こういったのを、そういった1つの党に任せるんじゃないで、行政的にも村民にアドバイスをして、基本的に自分のことは自分で証明できる施策ができないかというのを伺いたいわけですが、このものは、本当の個人情報であり、人に見せるものではないですけども、何かのときに、そういった救助者がこれを見て早い対応をすることによって一命を取りとめるとか、そういったことになるわけがあります。今後、これにこだわることはないんですけども、こういったものを対応できないかどうかお伺ひします。

○保健福祉課長 今、お示しいただきました災害安心シート、私も、ちょっと他にももらった人からもらいまして持っておりますけれども、災害時ですとか外出のときに病気になったり、けがになったりして倒れたときに、本人が確認できたり、いろんな情報がわかるというのは、何かと心強いかなというように思っております。

ちょっと、これとは、また、ちょっと形態が違いますけれども、以前にも伊南行政

組合のほうで救急医療情報キットというのを検討したことがありまして、救急搬送を行う際に、その人の生年月日ですとか血液型、病歴、薬の履歴と、ここにも書いてある同じようなことでありますけれども、あと、緊急通報先の情報とか、そういったものを書いたのを家の中の冷蔵庫のところへ入れて、筒に入れて冷蔵庫に入れておけば、何かあったときに、救急隊員がそれを見てできるということで、研究、検討した経過があるわけですが、最近の新聞を見ますと、近隣では飯島町とか駒ヶ根市が導入したようではありますが、中川村としては、その配って書いてもらって入れておくのはいいんですけども、最初はいろんな情報を書いたにしても、病歴とか薬の履歴とかいったものは、だんだん変わってくる、状態が変わってくるわけでありまして、その情報っていうか、更新がうまくできないと、古くなったりして役に立たないというようなこともありまして、ちょっと、当面、導入するのはよした方がいいのかなというようなことで、そんなような検討をした経過があります。

それで、同じように、この安心シートでありますけども、先ほど言いました救急のキットとは違って、常に自分が身につけておくようにするものかというように思っておりますけれども、この用紙のところを見ますと、救急隊が、あなたの衣服のポケットやバックの中身などを積極的に確認することはありませんので、救急隊が発見しやすいようにしてくださいっていうようなことも書いてあるわけでありまして、自分が何か言えば、当然、これを見て言うわけですが、言えない場合に、持っても役に立たない場合もあるかというふうに思ひます。

それで、こういうものですので、幾らもかからずに配ることは配れるかと思ひますが、そこら辺をどうしたらいいのかなとか、いろんな携帯しやすい形状にするにはどうしたらいいかなとか、いろんなことがありますので、もう少し検討させていただきたいというふうに思っております。

○8 番 (柳生 仁) 大変深いご理解をいただきまして、うれしく思っておりますけども、確かに、ここにも、救急隊があなたのポケットに手を突っ込んで出すことはないって書いてありますが、救急隊も、全く身元が分からない場合は、その方の何かないかっていうことで探しているように思ひますので、普段、携行していれば、何かのときに、自分が意識不明であっても、運転免許証と、これと持っていれば、身元がわかるかなあと、そして、持病等わかれば、一応、早く救助をしてもらえるというふうになるわけがありますので、ぜひとも中川版のいい方法があれば、また、いい方法で考えてもらって、住民みずからが、これに限ったことはない、メモ帳で持っていればいいのかもしれないんですけども、こういったものをしっかりアピールしてもらいたいというふうに思っておりますので、ぜひとも今後の検討課題として対応をしていただければありがたいと思っております。こういった党がやらなくても、公明党は民間じゃないかもしれませんが、自発的にやったださるっていうことはありがたいことだと思っております。

では、次に伺ひますが、地域おこしをどうするかということで、村に構想はということですが、先ほど4番議員のほうから質問しましたので、余り重複して

もおかしいわけでありませうけども、村長が、さきの営農センターの総会の際に、こういったことをやっているよということ、3年間をめでにやりますよというような報告がありました。

そして、5月11日、基幹集落センターでもって、役場職員の方々が大勢出席し、議会のほうでも出席し、井上弘司さんの講演があったわけでありませうけども、このときに、井上さんは飯田市を自転車のまちにしようということ、今、自転車を結構大きなイベントとして取り上げておられます。こうした中で、彼は、グリーンツーリズムや、いろいろということ、見てみますと、飯田型のツーリズムが描いた世界とか、農山村の暮らしのツーリズムの基本とか、こういったアドバイス、また、古い校舎を使った、これは、みやまの里グ「木の根坂」のようにグリーンツーリズムをやっているとか、四万十川のほうへ行って、親アユを売っているご家庭の応援をしたとか、そんなデータがあります。すばらしいことで、これ、実践されていることならば大変すばらしいことでありませうけども、まだ、問題は、こうした方を願うするについてはですね、前段も言いましたが、農産物販売コーディネーターのときには、彼にお任せだったかなってというような気がしますが、今回は、村としての、基本的に、この地区、この地区、こういうことをしたいってというような1つの構想があって、こうしたアドバイザーを招いて、ともに研究していくからいいと思ひますが、そんな構想はありましたか、村のほうに。

○村 長 この地区をこうしたいというような形でのものは、そういう決め打ちみたいな形のものはありません。井上さんのいろいろな今までの経験、あるいは事例等々と、それから、こんなことをしたいというようなものの中です、こういうことをしたいんだけど、こういう悩みがあるっていうふうな、よくありますよね、何か困っている問題があったら相談してくれよって言うても全然手が挙がらないというふうな、そういう場合もあれば、いや、実は、ここのところで、これがうまくいかないから、ここのところがっていうふうな、できれば、そういうふうなね、具体的なところの悩みみたいなところもあってというふうな形で相談を持ちかけていただけるような方が大勢いらっしゃるとありがたいというふうな思ひますが、とりあえずは、村内にもワーキンググループを、職員のものも立ち上げて、それからまた、地域の皆さん方、村内の皆さん方の中からも手を挙げていただいて、村をどうしていかうかというふうなところの話をして、その中から1つの方向性を出していく、それからまた、ここで、こういう取り組みをしているんだけどというような、そういう具体的な話も出てくると思ひますし、その中で見出されてくるのかなと、役場のほうで、この地区はこういうことに取り組みなさいってというふうなことを言うというふうな考え方はないです。

○8 番 (柳生 仁) 今、伺っていると、手揚げ方式といいますかね、しかし、役場の中には優秀な人材がたくさんおいで、企画なんかも、おもしろい企画がいっぱいあるかなあと思ひます。

村長、常々、地域分散型の定住促進をしたいって言うようなことを言っておられますけども、なかなか地域から、おれのところへ1戸持ってきてくれ、あっちへ1戸持っ

ていってくれ、言いづらい部分があつてって言うか、構想が難しいというか、そういった中でもって、私は、行政的にも、そういった提案があつていいかなあと思ひます。やっぱり、そうした中でもって、地域とコミュニケーションしながら、うまくいかん場合もあるし、うまくいく場合もあるし、そういったことを、この井上さんの構想が一つになっていくとうまく機能するかなあと思ひますが、行政的に、その全く白紙の状態、こういった井上さんのような構想を動かしていくのかどうか、井上さんから、全部、提案をもらってやっていくのかどうか、村では、その途中がよく見えないんですけども、村でもこんなものがあるし、井上さんも、こんなものをついての、地区を回って歩いて、両方うまく加味しながら、地域と会話してつくっていくと一つの方向が見えてくるかなあと思ひますが、そこら辺はどんなお考えか、ちょっと、うまくしゃべれませんが。

○村 長 前にもお話ししたかと思ひますが、基本的には2つの大きなテーマがあるかと思ひて、1つは、高齢化・担い手不足に悩んで地域力の落ちている区の元気に、その地域が維持されるためにはどうしたらいいかという地域づくりのこと、もう1つは、若い方が地域で暮らし続けられるような村のよさを生かした形での、何か産業おこしてみたいなこと、その2つのことがあるかと思ひます。その両方をですね、やっていこう、相談しながら取り組んでいきたいと思ひますが、その地域についてはですね、うちの地域が、やあ、そういうふうなことをしたいと、地域としても、それに積極的に参画したいというのが、もし、なければですね、どこも、ふうんとかいうふうな感じで、そういうところに、やあ、こういうことをしたいから何とか協力してくれよと言っても、そんなに、何か、わずらわしいことを持ち込まれたって思ひたいに思われたら、ちょっと、うまくいかないと思ひますし、それから、何とか地域が、草刈りとかお祭りとかもできるように、子どもたちの声も、これからも響き続けるような地域にしたいなという思ひのある地域、きっと、みんなそうだと思ひますが、ぜひ、そういうところの方々には、うちの地区をモデル地区にというふうな形の手助けをしていただくとありがたいと思ひますし、それからまた、その産業のほうでも、私は、こういうふうな形でやりたいと思ひているというふうなことをですね、その中で、それよりもこっちのほうで、それが産業になるかどうかわかりませんが、いろんな取り組みの中で、悩みを、問題、課題、うまくいかないというふうなこともぶつけていただいて、その中で、モデルプロジェクトになるのもあるだろうし、個別のアドバイスで終わる場合もあるかもしれませんが、そんなふうな形で、ともかくコミュニケーションしながら発見して育てていくというふうな形をとっていただきたいなと思ひているところです。

○8 番 (柳生 仁) なかなか、このアドバイザーについて、これが実際にうまく機能して成功して、非常に難しいことだと思ひております。

しかし、こういったいいリーダーがいれば、また、しばみかけている集落が少しずつ活性化してくるかなあと思ひますが、村長、言われる、地域から声を出してほしいって、非常に難しい部分もありますし、行政からいうと、役場が言ったって

ことになりますし、そのバランスが難しいわけでありますけども、やっぱり、行政的にもいい知恵がありますので、ぜひとも、企画でもっていいものがありましたら、こんなおもしろいものがあるよってというような提案をいただければ、地域も、また、話題に乗れるのかなあと、それが、即、成功につながるかどうかは別としても、まず、話題を投げかけて、一步、会話をしていくってということが地域おこしの一番原点かと思っております。

この後、このことについて質問する方もいると思いますので、以上でもって私の質問を終わります。

○議長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

次に、6番 大原孝芳議員。

○6番 (大原 孝芳) 私は、2問の事柄について質問したいと思います。

まず、最初にドクターヘリ、防災ヘリのヘリポート整備についてという題で質問したいと思います。

私は、平成22年の9月議会において、この問題を取り上げさせていただきました。そのときは、阿部知事の公約だったように、ドクターヘリを、今、あの当時は、まだ1機だったんですが、彼が就任以降、もう1機増やしたいと、そういった一つの結果として、今回、2機になったと思います。私が質問したときには、まだ1機しかなくて、それは、駐機場として佐久にあったかと思えます。駐機をしてあったと思えます。

しかし、今回、2機になりまして、非常にヘリコプターの飛ぶ範囲が広がったということは、皆さんも実感されていると思えます、

特に中川村においては、ここ、ちょっと消防署のこと、データいただいたんですが、中川村においては、4月～5月の間に4回、ヘリコプターが、ドクターヘリが動いたそうであります。内容については、ご承知の大きな死亡事故で、村長も言われまして、本当にお悔やみを申したいんですが、死亡事故につながった例もありますし、また、軽微な事故、また、あるいは途中で離陸してからキャンセルになったってというような事例もあるように聞いています。

それで、私は、22年のときに9月議会で言ったときには、まだ、非常にヘリコプターがどういう状態で着陸を、離着陸をできるかっていうことについても、私自身も具体的には承知していませんで、村民の皆さんも、そんな話をしても、なかなか、具体的になかなか理解できなかったと思いますが、5月14日の大きな死亡事故に至ったときには、大草城址公園の南側の駐車場に降りたわけでございます。村民の皆さんも、その後いろいろ聞いたんですが、非常に関心を持っていただきまして、あそこにヘリコプターが降りるってことは、なかなか住民から見ると想定ができなかったように思います。

私も、その、どういう経緯であそこにドクターヘリが降りたかというようなお話を伺うことができました。それは、南消防署から救急車が行ったわけでございますが、すぐドクターヘリを要請し、それで、パイロットが、あそこに降りられると、そういったことで判断して降りたそうでございます。私も、当時、その大草城址公園が降りら

れるんじゃないかっていうのは、全く軽く考えていたんですが、実際に降りていただいたってことについては、やっぱり、あそこは可能であったかというような考えでございます。

それから、もう1つ、今の、いろいろ消防署の皆さんとお話している中で、今、ドクターヘリを呼ぶ、要請する判断としまして、電話等で救急要請が来たときに、もう、その電話の、事故とかですね、事故、あるいは、その内容についても、そのドクターヘリを呼べると、その時点で救急車じゃなくてもドクターヘリを要請しましょうと、そういった判断基準でドクターヘリを飛ばせるそうでございます。したがって、中川村においても、4月から、言った4回も出動した経緯がございますが、ここへ来て急に、そういった、今まで1機のヘリコプターでは、なかなか南信については、何か関係ないような思いでございましたが、2機になったことによって、非常に利用の範囲が広がった。

それから、私たち議会の中でもいろいろ問題が出ましたが、駐機場をどこへ持っていかかというような話になりましたときに、実際は松本になったわけでございますが、できれば南信地方に、もう1機目は持ってきていただきたいというような件がありました。今、実際は、松本に駐機したことによっても、十分、15分ぐらいで南信地域に到着するということでもありますので、その件は、今、安心して、松本に駐機していただいていることでも構わないんじゃないかっていうような、そんな思いがございました。

したがって、私は、こういった中川村に、そういった、私が言った以降、実際にヘリコプターが降りたってような機会を見まして、今回、また、質問させていただくということになりました。

記述してありますように、2機になった以降、村長もご存じでしょうけど、中川村にヘリコプターが降り、頻繁に降りることになったということについて、その状況についてどのようなお気持ちでいらっしゃるかお聞きしたいと思います。

○村長 本当に一言、大変ありがたいことだというふうに思っています。

昭和伊南のほうでもヘリポートをつくらうというような検討が始まっているという状況がありますけども、村としても、大変ありがたい、心強いことだなというふうに思っております。

○6番 (大原 孝芳) 今まで救急車で運んで、例えば、駒ヶ根の昭和伊南とか運んでも診られない場合は、早実のグラウンドですかね、中央道の上のほうの、そこへ、また救急車で、また運んで、そこから離陸していったって、こんなような経過だったんですけど、今、村長が言われたように、私も、昭和病院の件も、ちょっとお聞きしましたし、非常に、昭和病院の東側の所へ高架式のヘリポートをつけて、なるべく2度にわたって患者を搬送しないようにヘリコプターに乗せられると、そんなような、非常に活気的なヘリポートになるようなお話を聞かせていただきましたが、村長のお話でも、非常にありがたいと、そういうお話で、今、受けとめました。

したがって、次の②番のほうに書かせていただきましたが、今回、4回のドクター

ヘリの出動について、1回、東小のグラウンドに降りたような、私は、ちょっと確認していないんですが、報告がございませぬ。そのときは、例えば、中川村の小学校、あるいは中学校のグラウンド等が防災ヘリ等のヘリポートとして登録されていますが、砂地の場合については、ヘリコプターが降りるといふ、事前に消防隊が行って散水をする、つまり、ほこりがあったり、また、非常に、それによって砂煙、小石が当たってヘリコプターの羽根を傷めてしまうとかって、そんなような問題があるそうなんです、あるいは、たまたまグラウンドを学生が使っていたとかです、緊急事態には、そんなようなことがあって降りられないというような場合が多々あるようにお聞きしています。

また、今回、大草城址の駐車場に降りられましたので、私も、ちょっと見てきたんですが、目視して、電線がないか、見て、降りられるということで判断したそうですが、もしですね、そこに、半径5mぐらいの円だそうですが、最初から、ここは降りられるぞと、じゃあ、この位置については、別にパイロットが、電線の位置とか、そういった障害物を確認しなくても、なからずそこに降りられると、それから、例えば、Hマークですかね、多分、議員の皆さんも一緒に大西公園に行くと、あそこの、議員研修で行ったときに、あの大西の公園のところにはHマークで絵がかいてありましたが、必ずそこに降りられると、それから、風向きが強いと降りられないということで、吹き流しとかです、今、吹き流しの照明付の吹き流しがあるそうですが、もしですね、そういう物が、もし、整備されていけばですね、いけば、必ず、例えば、今回、大草城址のことだけ言って申しわけないんですが、あそこには、必ず、そういった緊急の場合のヘリが、防災ヘリとはちょっと違うかもしれませんが、降りられるということが、もし、伊南行政の消防、あるいは、そういった防災関係の警察署とか、そういうところに周知していただければですね、非常に村民の皆さんも安心して、何か非常時の場合は、あそこへヘリコプターに行ってもらえれば救ってもらえるんだと、そういった意味でも、私は、早期に、そういった整備をすべきじゃないかと思ひます。

つまり、ドクターヘリに来てはいただきたいんですけど、何か、そういったことによって少し時間ロスがあったり、あるいは少し違う位置に降りられ、安全な場所を探すのに手間どったりですね、そういった意味においても、私は、村内に何箇所か、多くあるに越したことはないんですが、粉じんの問題、あるいは風の問題、それから、そこがいつでも降りられるっていうね、そして、今回、柳沢のときにも、消防士の方が言われていたんですが、あそこにグラウンドがございませぬ、あの柳沢のところにも、あそこでもヘリコプター降りられるよっていうようなことを地域の皆さんから提案があったと、だから、消防士の皆さんも、常にどこかへ降ろしたいけど、どこがいいかなっていうような研究をされているそうですが、逆に、村側から、ここはどうでしょうかって、非常時の場合に、皆さん、ここへ降りていただければ、安全に、そうした救助活動ができますよっていうようなことを逆に提案できないかと私は考えるわけです。

したがって、そんなに大きなヘリポートとして、非常に何千万円もかけた整備では

なくて、降りられる場所、粉じん問題、あるいは風のことをクリアできるくらいです、ね、そういった整備は可能ではないかと思ひますが、そういうお気持ちを、私の意見を聞いて、今、そのヘリポート、私、初めて降りたと思ひますよ、ね。ドクターヘリが中川村へ。そういったお気持ちがあるかどうかお聞きしたいと思ひます。

○総務課長

ドクターヘリコプター、ドクターヘリが長野県に2台整備をされました。そのことによって、議員、4月以降4回とおっしゃいましたけど、実際、飛来をして着陸したのは3回であります。覚醒の感があるという——覚醒とまでは申しませんが、非常にありがたいというお話をさせていただいたところですが、ヘリポートの整備につきましては、正規に認可したヘリポートっていうやつと、一般施設と兼用の臨時ヘリストップというものがあるようであります。正規のヘリポートというのは、航空法で定める飛行場設置の申請手続、要件を満たさなければならぬようでありまして、これは非常に条件は厳しいそうです。今、お話が先ほどからありますとおり、設置帯の広さ、それから、障害物、電線等がこの付近にあるとか、ないとか、あるいは高圧線がどのくらいの位置にあるとか、そういうようなことをクリアしなければならないようであります、臨時のヘリストップにつきましては、緊急時でありますので、そういう制約を最小限排除して、私どもとドクターヘリとのパイロットの中で協議をして場所を決めることができるということでありまして、最初に4月7日の日に東小学校グラウンドに降りたときには、要請をいたしましたので、すぐ、松本から飛来をしていただきました。電話をしてから30分以内ぐらいで到着をするわけでありまして、その間、消防署の職員と村の職員で行って、グラウンドに散水をしたという経過がございませぬ。たまたま学校がお休みでしたので、そこを、まず、降りるようにはいたしましたので、そういう準備をしたということでありまして、東小学校っていうか、学校につきましては、通常、授業中では、子どもさんたちがいますので、余りふさわしくないといひますか、のようであります。というところで、ドクターヘリが、そこを指定してもらったんで、飛んで来たところが、近くに、見たら大草城址公園があったので、次は、そのほうがいいぞということで、そちらのほうに降りたと、たまたま車がなかったの、というようなお話をいただきました。

ヘリポートの整備につきましては、もとへ、ちょっとお話を戻させていただきますが、正規に認可を受けるというのは非常に手続的に難しいものですから、ドクターヘリ、もしくは防災ヘリについては、臨時のヘリストップという形で対応したいということ、です。

防災ヘリにつきましては、防災計画の中にありますとおり、中学校、それから下の村民グラウンド、ここを、一つは指定をしていきたいと、指定どおり考えていきたいということでありまして、このときには、申し上げたとおり、やはり散水ですとか吹き流し等は、当然、必要になるかと思ひます。いざ、飛来するとなれば。

ドクターヘリにつきましては、なるべくそういった場所じゃないほうがいいっていうのは、後でお話を聞きましたが、エンジンにほこり等を吸い込むというおそれがありますので、芝が生えていたり、あるいは舗装してある所のほうがいいのか、

20m四方の中に何もなければ十分降りることが可能ということで、そのようなことでもありますので、今、考えておりますのは、臨時ヘリストップとして利用をするについては、東地区については大草城址公園の第2駐車場、それから、片桐地区の付近で起きた交通事故等の場合には、要請する場所、飛来をしていただく場所は、1つは河川公園、天の中川河川公園の駐車場、もしくは芝の広場といいますか、あそこであろうというふうに考えているところであります。

です。特に、この場所を指定をして整備をするということは考えておりません。

ただ、臨時のヘリストップの場合には、職員が行って、吹き流しを立てる、あるいはバリケード等をして、ほかの方が入って来ないようにするという協力はしたいというふうに考えております。

○6 番 (大原 孝芳) 今、総務課長のほうからお答えいただきましたが、私も、その正規のですね、そういった航空法によるヘリポートではなくてですね、そういう考えでいいと思うんですが、ただ、大草城址の場合はですね、例えば、あそこ、駐車場があって、桜のシーズンには、いっぱい車ありますよね。したがって、私の思うのは、つまり、そういう所でですね、ここにヘリコプターが降りる可能性があるよっていうことを表示しておけばですね、どの範囲で車をどければですね、非常時にヘリコプターが降りられるとかですね、そういうような意味で、指定することが非常に大事だと思って質問させていただいているんですが、今、課長のお答えですと、あれですかね、一応、そういったことをやっていくというふうなお答えで、今、伺いましたんですが、整備というかですね、そういったものを定義して、ヘリコプターの降りる場所を決めていくと、そういうことでよろしいですか。再度、すみません。

○総務課長 一つは、あそこは、何ていいますか、大草城址公園については、たまたまといえますか、車がとまっていなくてよかったというか、降りやすかったということはあるんですが、あれは、公園に来られた方が駐車をするというのが第一目的でありますので、私どものほうで調査に行くと、そのときに車がたまたまとまっていなくて、あるいは、とまっていたとして、動かしていただけるような状態でしたら、それは動かしてもらおうということと、これ以上の車が進入しないように協力をっていうか、パイロン等でバリケードを設けるということを中心にしてやりたいということでありまして、ヘリポートとしての、この丸にHのような字ですね、あれを駐車場に書くという考え方は、今のところ思っておりません。パイロットの中で、上空に飛来したときに状態を見てですね、これは無理だなんていう判断をすると、もう、そこには降りなくて、しばらくホバリングして次のところにとというようなことができるようになりますので、特に、今のところ、そういう、何ていいますか、指定をしたようなマークを入れると、固定に入れるということは、考えてはおりません。

○6 番 (大原 孝芳) そういうことはしないってことなんですね。はい。

それと、先ほど、私、言いましたけど、例えばですね、降りられる場所がね、今、大草城址公園が1個ありましたよね。それから、私が最初のときに言った柳沢のグラウンドって、運動会をよくやっている所ですかね。だから、村内に幾つもある、そういう

場所があるかと思うんですね。したがって、例えば、その伊南行政の、そういう方からはね、言われたからやるんじゃないかと、逆にね、もし、非常にの場合は、こういう所も降りられますよってというようなことをね、やっぱり村側からですね、提示していただいてね、向こう側へ、それで、現地調査していただいて、それで、今、言ったように、じゃあ、Hマークしなくてもですね、散水してでも降りていただくと、そういうような情報提供はね、十分できるかと思うんですが、そういうようなことを、私が消防士の皆さんと話しているときには、していただければありがたいというようなお話を聞いていたんですが、そこら辺は、いかがでしょうか。逆に、どんどん提案するんですね。ここは、ドクターヘリ、降りられますよってというような、いかがでしょうか。

○村 長 私も、大草城址公園については2つ駐車場があるから、桜の時期はともかくとしてね、あっち側をヘリポートっていう考え方もあるかなというふうなことも、ふと思いましたが、都市計画法の公園指定ということの縛りからいくと、常にだれでも入れるようにしておかなきゃいかんということがあって、あそこに車がない状態に普段はしておくということではできないというふうなことでございます。

とはいえ、普段は、なかなか、桜の時期以外とか、イベントのないときには、何ていうのか、空いている部分でもありますし、ただ、柳沢のところは、すぐ、あその隣に信濃幹線のでっかい鉄塔が建っていますので、高圧電線のすぐわきだと思えますので、あそこは、ちょっと素人考えでは難しいかなと思えますけども、どういう所が考えられるのかというふうなことで、事前に、その辺のすり合わせをしておけば、きょうの天候、風向きからして、どこに降りようと思うので準備してくれって話があったときに、すぐに対応ができるかと思えますので、そのときの状況、例えば、小学校のグラウンドは、普段は体操をしているんですけども、みんな、笛、吹いて、教室に入りなさいって言ったら対応できるでしょうけども、運動会するときだったらね、テントがいっぱい張ってあって使えないわけですし、そのとき、そのときの状況があるかと思えますので、ただ、網羅じゃなくても、ある程度、候補になりそうな所っていうふうな所って聞いておいて、じゃあ、きょうは、この状況だと、ここに降りようと思う、いや、きょうは運動会だから違うところでないかだめだみたいなコミュニケーションが円滑にいくようなすり合わせはしておくべきかなというふうに思うところでございます。

○6 番 (大原 孝芳) ドクターヘリについては、じゃあ、これで質問を終わります。

次に、2問目としまして、脱原発を目指す首長会議への参加についてということで、村長が、新聞報道によりますと、首長会議に参加され、全国大会に出席されたと、そういうふうな話について、ちょっとお聞きしたいと思います。

原発問題につきましては、村長が、きょうの開始に当たってのお話もいろいろありましたが、もう、今、まさに、今、一番の話題は大飯原発の再開問題かと思えます。福井県知事が、首相の発言がないとなかなか決まらないというようなことで、野田首相が金曜日だけに発言したと思えますが、一連のお話を聞いていますと、日本は、原

発がないとやっていけないというような文言がちらちら出てきて、私は、本当に怒りと、啞然としたわけですが、方や、まだ1年3ヶ月しかたっていないときに、放射能汚染で苦しんでいる方がいらっしゃるところで、その教訓を何も顧みず、方や一国のトップが、この国は原発がないと国がやっていけないというような、そういったことを言うのは、もう、本当に、どういう国かと、本当に残念でありませんが、そういった状況の中で、脱原発を目指す首長会議というのが、新聞報道によりますと、30都道府県の現職の首長64人、元職6人の市町村長が出席された、そこに入られたと、それから、まず、長野県につきましては、木曾町長の田中さん、それから下条村の伊藤村長、それから阿智村の岡庭村長、原村の清水村長、当時は、まだ、泰阜の松島村長も、いずれ入るといような報道がされています。

そこで、私は、曾我村長がこの会議に出席に至った経緯、また、どういう思いでこれに参加されたかと、その辺をお聞きしたいと思います。

○村長 経緯は、もう、単純で、ご案内をいただいたからということでございます。ご案内は、多分、全国の市町村長に対して発送されたと思いますけれども、いただきまして、これはいいことだと思ったので参加をすると返事をしたということでございます。

思いというふうなことで言いますと、もともと、やっぱり、その原発ということについては、いろんなところで被曝ということが発生をしている、例えばオーストラリアでウランの採掘現場でも被曝があったりとか、原発の中で仕事をなさっている方が被曝をしないと、ある程度しないと仕事にならないような状況で働かざるを得ないような状況があるとか、今回のように周辺自治体、かなり広いところが汚染をされていないというふうなこともあるし、そしてまた、何百年という先までお守りをしなくちゃいけない、未来の人間とか生態系とかに被曝の可能性を押しつけるというふうなことがあって、そういうのに、みんなに、そういう迷惑をかけながら、今の我々のぜいたくな暮らしというふうなものが、ぜいたくで便利な暮らしというのが成り立っているというふうなことを、もうちょっと意識をしなくてはいけないのではないかなというふうなことは、昔から思っていたわけではあります。とはいえ、そんなに熱心にやっていたわけではなくて、サラリーマンをやっているときに、ちょっと、いろいろ、いろんなことが上司とあって、その上司に、そのときは大阪にいたんですけども、原発でつくっている分の電気は使わないように節電をした生活をしますというふうなたんかを切った覚えもあるんですけど、とはいえ、特に大きな運動をしているわけではなかったんですけども、今回のことがあって、特に美しい村連合の仲間であるところの飯館村の皆さんのこれまでの村づくりの努力というものが、本当に一瞬にして全部根こそぎ断ち切られてしまったし、そこに暮らしている皆さん方の家族のですね、やっぱり、赤ちゃんを連れて、心配なお母さんと、また、そこで暮らしを何とか、せつかく今までつくってきた暮らしをどうしようかっていうふうなお父さんとかおじいさんの思いとかっていうので、家族もみんなばらばらになっていくし、その地域の人が、1つのほこらの前で集まって、毎年、春先にお祭りをしていたっていうのも、これ、最後だねっていうふうなことで、みんなばらばらになって帰っていかれるっていうふう

うなこともあって、もう、地域のきずなも、家族のきずなも、それから、頑張っつくてきた産業とか歴史とか文化とか、みんなだめになっちゃうっていうふうなことで、本当に、これは、こんなことが、非常に理不尽な、そしてまた、ね、その避難をして行った先で、当然、仕事を探してもなかなか見つからないって、家族のために、また、結局、あるのは除染作業しかないとか、原発の後処理の仕事しかないというふうなことで、一たん避難したけども、そのお父さんだけが家族のために、また、原発作業に就職されたみたいなのドキュメンタリーなんかもありましたけども、すごく、もう二重三重に、何か、こう、おかしな形のことが起こっているなあというふうに思いますので、こりゃいかんと思います。

その、多分、国が行かなくなるっていうのは、単に、その電力量が足りないっていうことじゃなくて、それは、総発電量等との、電力使用量でいくと、今の可能性のほうは、どうも高いらしいので、日本全国で見れば、関西電力は、ちょっと原発比重が高かったら、ちょっとやばいのかもしれませんけども、そういう状況があるので、電力の、単純な電力のことだけじゃなくて、火力発電をすると燃料代がこうなるとか、その原発が今までは資産価値があったのに、今度はマイナスの費用の負債にしかならんとかですね、そういう会社経営上のいろんな問題で、その電力会社の経営に大きな負担が出てきて、その波及効果がいろいろあるというふうな、多分そんなことが、きっとあるのかもしれないというふうに思いますけれども、それにしても、何とか、だからといって、これ以上、その核汚染物質を拡大再生産して行って、これからお守りしなくちゃいけないものをどんどん増やしてですね、それをどんどん未来の世代に押しつけていっていいのかっていうと、それは、やっぱり違うと思うので、我慢するところは我慢し、工夫するところは工夫して、やっぱり頼らない世の中の形をつくらないと、自分たちのエゴだけでみんなに迷惑かけるわけにはいかんかと、経済の問題というよりも道德の問題じゃないかなというふうに思うところでございます。

○6番 (大原 孝芳) では、それを踏まえまして、私、ある村民とお行き合いましたときに、こんな記事を読んだかと思うんですが、「村長っていうのは、何か反原発の運動をやっているんだよね？」って私に聞かされてきたわけですが、だから、「そうだよ。」って私は言ったんですけど、したがってですね、例えば村長の、こういった行動がですね、村民には、当然、わかっているかと思いますが、ぜひ、TPPの問題もそうだったんですが、私も村長の考えには同感するところではございますが、やっぱり村民とですね、こういった問題を、村長は、中央へ行かれて、そして、いろんなメディアに取り上げられて、ネットを使っていろいろ言われたりしていることも、当然、それは、やるべきでしょうが、やっぱり、村民に向ってですね、この問題についてどのように、例えば、私、共有っていう言葉で書かせていただいたんですが、村民と、どういう、この原発についてどういうふうな、原発ってこういうもんだとか語っていくとかですね、そのくらいは、何か直接、かかわっていくとかですね、そういった問題について、そういうお気持ちはございますでしょうか。今、こういう会合に出て、皆さん、村民は、自由に、村長、自分の考えを感じ取ってくださいっていうより、もう一歩進んで

ですね、私は、こう思うとか、こうやりたいとか、何か、そこら辺のことについては、どのようにお考えでしょうか。

○村 長 共有というか、それぞれ、いろいろなお考えがあるかと思うんですね。やっぱり、ないと困るよっていう人もいらっしゃるでしょうし、ただ、別に共有じゃなくてもいいんですけども、やっぱり、一番大事なのは、とにかく自分の思っていることを表明をするという、表明し合える雰囲気をつくっていくというような、みんな、こう、遠慮しながら余り触れないようにじゃなくてですね、思っていることをみんながどんどん言う、TPPについてもそうでしょうし、そのことの中で、違う視点の中で意見交換できれば、お互いに理解が深まっていくんじゃないかなと、何が大事なのかなっていうようなところ、考えが深まっていけば、間違いのない判断にみんなが到達できるんじゃないかと思うので、とにかく、その、何ていうかな、こう、あらゆる機会に、きのうも駒ヶ根で、きのう、おととい、きのうありましたんで、それは声かけをしていただいたので参加をしたんですけども、そういうところにもあれですし、それから、村内のいろんな、きょうの開会のあいさつでも申し上げましたけど、いろんなところでのごあいさつなんかでも、このところ原発について触れるような場合がすごく多くなっていると思います。いろんな、あらゆる機会をとらえて、このことについて表明をしていこうというふうに思っておりますけども、この件についても、余り村民の皆さんから格別に、もう、やめておけとかですね、もっとやれとかですね、余り意見は聞こえてこないのが現状ですけども、とはいえ、とにかく原発反対の意見を増やしたいというのは、もちろんそうですけども、それ以上にですね、原発についても、いろんなことについて、いろんな人が自分の思いを述べやすくする、それが民主主義だと思いますし、そういう自分の意見を表明し合えるような雰囲気づくりということが一番やっていきたい、大事なことかなというふうに思います。

ご質問の意味が、例えば村で討論会みたいなことを催して、それをやったらどうかというふうなことなのかもしれませんけども、今のところ、そういう気は余り持っておりませんので、議員のほうで、もし、そういうふうなことをして、やるから来いというふうなことであれば、もし、時間の都合がつけばですね、参加をさせていただくかなとは思いますが、村として、原発問題について村民討論会みたいなことをするのは、おもしろいかもしれませんが、ちょっと、今は、まだ、少なくともこれまでは考えてはおりませんでした。

○6 番 (大原 孝芳) 今、県内でですね、5町村の、いずれ6町村になると思うんですが、なかなか、例えば、一番私どもの近くの伊南行政組合のですね、長、市長、首長さんたちも、なかなか、そういったところに入って来れない、行かないのか、わざと行かないのか、行けないのか、わからないんですけど、そういう、村長はね、一番、先陣を切って行ったわけではありますが、そこら辺について、例えば動き、そりゃあ、ほかの自治体ですからね、別に、そりゃあ、村長がとやかくいうものじゃないでしょうが、そういう、この市長会議の、こう、何ていうんですかね、行き先とか、それからまた、その盛り上がりっていうの、今の段階ではですね、こんなもんじゃないとか、

私が、今、注目しているのは、その東海村の村長さんですかね、一番、日本では一番早くから原発にね、かかわっていた、その首長が、真っ先にね、ここに入っているっていうのは、すごいなと見たし、それから、会議としては、国に言うっていうと、自然エネルギーについての活用法を考えていって、私たちが何度も、ほかの議員も自然エネルギーについては言っているんですけど、この会も、当然、自然エネルギーについては、これからどういうふうにしていくかということを研究するって書いてございますよね。その会ってというか、会議のうたっているもんですから、これからの、この会議の展望っていうんですかね、村長が何を期待しているかっていうことと、そこら辺は、ほかの首長さんたちのことはいいんでしょうけど、そういう、長野県内では5町村しか入っていないって、この現実を見てどんなふうにお思いでしょうか。

○村 長 一番は、地元——地元というか、おひぎ元の自治体というのは、いろいろしがらみもあるでしょし、お仕事のおつき合いのある方もいらっしゃるでしょうし、雇用がどうしたっていうこともあるだろうし、補助金がもらっててっていうふうなこともあるでしょうし、いろいろと、いろんな意見が、多分、それこそ、余りやいやいや言いにくい形で、みんなでひそひそと相談をし、いろんな意見が、こう、動かざるを得ないような状況があるかと思えます。多分、その周りの自治体、余り補助とか、おいしい面がなくて、放射能だけ飛んで来たようなところは、やっぱり心配している声が高いでしょうし、とはいえ、実際って、やっぱり、こう、横並び意識というか、余りこっちで、こういうふうなことを言って、あっちの足を引っ張ってもまずいかなみたいな遠慮とかもお互いあるかなと思うんですけども、幸い、長野県は、どこにも原発がないので、割とニュートラルに発言ができるのかなというふうに思いますんで、そういうふうに言えば、やっぱり、その議論が、いろんな立場の議論、意見が出るような形で、風通しよくするというか、風穴を開けるっていうふうなのが、議論できる雰囲気づくりみたいなことは、一つは仕事かなというふうに、立場上、役割かなというふうに思っているところでございます。

今度の大飯に関しては、ちょっと本当にやばい雰囲気になってきたなという思いが、これは個人的にありますので、首長会議で何か動きがあるのかなというふうなことで、ちょっとメールを1本送りましたが、国に対して申し入れをしていくというふうな、最初の1回目の我々の決議を出していくんだというふうなことはありましたけども、それ以上のご連絡というのは、今のところない、ちょっと私も、こっちの議会のこととかで動いていないんですけども、そういうような状況です。

また、これから、いろんな声が出てきて、中でも、そんなふうな形の運動をしていかなきゃいかんのかっていうふうなことは、とりあえず、これ、1回目、会ができたということなんで、これからの運動方針とか運動のやり方とかいうふうなことについては、まだまだ議論をしなくてはいけないんじゃないかと思えます。

○6 番 (大原 孝芳) では、私も、きょうは、テレビ、あるいは、この議会を通じてですね、村民が反原発について少しでも考えていただいて、また、声を出していただくことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時50分とします。
[午後2時38分 休憩]
[午後2時50分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。
3番 藤川稔議員。

○3番 (藤川 稔) それでは、さきに通告いたしました防災対策と危機管理について、そして、村長の公務についての2項目にわたり質問をいたします。
まず、最初に防災対策と危機管理について伺います。
私は、昨年の議会6月定例会において災害に強い村づくりと題して一般質問をさせていただいております。この中で東日本大震災と東京電力福島第一原発事故を踏まえた当村の地域防災計画見直しについて私の考え方を述べ、ご答弁をいただきました。
あれから1年が経過をいたしました。
そこで、地域防災計画見直しについて、現在、どのような状況となっているのか、また、今後どのように見直しを進めていくのか、まず、この2点についてお答えをいただきたいと思います。

○総務課長 平成23年6月の定例議会で下記のように答弁をさせていただきました。
長野県の原子力事故を、長野県ではありませんが、長野県では原子力発電所の事故を想定した核物質の飛散からの避難指示手順等を中心とした計画の変更原案については、早ければ年内、ですから、昨年の年内であります。策定をされる予想であり、村の防災会議での議論を経て確定をし、長野県との協議を行うということでありまして、その防災会議のご意見をいただいた段階で原案が固まったということになりますので、その時点で地区単位の住民説明会を開くが、今年の3月まで、23年度末になる予想であるというふうにお答えをさせていただいたところであります。
年度内に住民説明に持っていきたいという答弁をさせていただきましたが、いまだに、これについては、ちょっとできておりません。
原子力発電所の災害に対する防災避難計画については、ご承知のとおりかと思いますが、中央防災会議の指針作成がおくれております。
長野県としましては、それが待てませんので、今年3月に長野県地域防災計画原子力災害対策編を策定をしております。
中央防災会議の計画修正が24年度中、今年中に行われますので、原子力災害編を修正をして、年度内に長野県の対策編は確定をすると、こういうスケジュールでいるようであります。
村としましては、長野県の指針を参考にして素案をつくってはありますけれども、防災会議のご意見をいただくまでには至っていないというのが現状であります。
地域防災計画については、それだけではなくて、もうちょっと、毎年、考えられます風水害対策、それと、必ず、その原子力災害が起きるといってわけではありませんが、直下型の地震も、当然、想定されるわけでありまして、地震災害対策、そして、その

他災害対策というふうに分かれておりますけれども、事務担当者の段階では、現状に合わない箇所等につきまして、全編にわたって見直しはしてございます。修正した段階での素案はできておりますけれども、地域防災計画の見直しの現状は、そのような、今、申し上げたような状態にあるということでもあります。
ですので、防災会議につきましては、村の防災会議につきましては、できるだけ早い時期にできている修正原案をお示しをさせていただいて、ご意見をいただかなければならぬというふうにご検討をしておりますけれども、これは、1回の議論で修正確定できるものかどうかという点の不安は持っております。
また、村民の皆様に対して風水害災害時、それから、地震災害時、もちろん原子力災害、原子力発電所の災害時に対策本部が発令をする避難勧告、避難指示があったときの避難の仕方、避難場所等の具体的な避難行動の説明につきましては、一番、これをやるのが重要でありますので、年内にやりたいというふうな計画であります。

○3番 (藤川 稔) 今、総務課長の答弁の中にも出てまいりましたが、長野県においては、本年2月15日に防災会議を開きまして、原子力災害対策編を新設するなど、県地域防災計画の改定案を了承いたしました。
先ほど総務課長の答弁にもございましたけれども、一応、県と協議を当村もしているということではありますが、私が県に聞いたところによりますと、県は国の了解が必要、市町村は県の了解が必要であるということの中で、今回、法律の改正があり、県への報告でよくなったと、協議事項でなく報告事項でよくなったと、したがって、各市町村の対応で素案づくりをし、住民説明を経て防災会議で了承されれば、そこで、もう、即、施行でいいと、多少の県とのディスカッションを残るにしても、報告事項でいいということですので、早急に進めていただければと思います。
県のほうも、しかしながら、この改定は、先ほど答弁にもありましたように、国の防災基本計画の見直し内容が十分に示されていないこともあり、県は暫定との位置づけのようです。
一方、県の改定を受け、各市町村の地域防災計画の見直しが本格化しております。
上伊那では、既に見直しを終えた伊那市、箕輪町が原子力災害編を新設して、既に施行をしております。
先ほどの答弁では、今年度中に種々見直しをしたいということ、また、防災会議も住民説明会も開いて進めていきたいということでありましたが、特に地震は、いつ起きてもおかしくない状況であります。見直しについて可及的速やかな対応をお願いしたいと思います。
また、新たに盛り込んだ項目が恐らく出てくると思いますが、その項目を非常時の混乱の中で実行できる体制を構築するには、より具体的なマニュアルづくりが必要になると思います。マニュアルづくりについて、地域防災計画の見直しとともに、そういったマニュアルづくりについての予定があるかどうか、この点についてお聞きいたします。

○総務課長 中川村防災基本計画の中には、先ほど申しましたとおり、風水害の場合から地震、

それからその他災害の場合の警戒態勢、それから本部の構築、避難所等の援助、災害箇所の巡視ですとか、そういう手順を事細やかに書いてはございますけれども、一番重要だと思っておりますのは、基本になりますのは、中川村の村自体の、いわゆる、その危機管理体制の早急な本部体制の構築ということかと思っておりますので、そのこととあわせて、各防災計画の中で言うております各課、これを各部というふうに読みかえておりますが、各部がどういう役割を持って、どういうふうに動くかということが一番重要でありますので、このものにつきましては、職員の行動マニュアルというような形で、一つ、まとめてございます。まとめてありますが、これは、今年のうちにまとめて、各部署に、課のほうに提示をさせていただいておりますけれども、ちょっと、これ、私どもの総務課の怠慢っていうか、あれなんですけれども、各課の中で実態を、こういう動きはできないとか、これは、むしろ、こういうふうにやった方がいいというようなご意見をですね、伺うことになっておりましたけれども、ちょっと、それをやっておりますので、提示だけは、職員には出してありますので、このものを、また、素案という形になってしまいますが、きちんとまとめて、意見をいただいた上で、行動マニュアルとして職員一人一人が徹底をするということで、本部体制は、一つは基本ができるのかなあと思っております。

それと、もう1つは、地区での自主防災組織で、こういうときには、このように避難をしましょう、勧告のときには、こういうところにいましょう、こういう物を持って逃げましょうといえますか、そういう部分での自主防災組織の皆さんの行動の基準をきちんと確認をしていただくことですから、このものについても、次には、地元、実際に逃げて、避難をしていただくところのマニュアルといえますかを、きちんとしていくことが必要になってくるかなあということは感じております。

○3 番 (藤川 稔) 地域防災計画、また、マニュアル等、住民の生命、財産を守る非常に大事なバイブルであります。確かに、いろんな多方面にわたっての見直し、協議、時間がかかることだろうとは思いますが、総力を挙げて、今後、対応をお願いをしたいと思っております。

次の質問に移ります。

地震や豪雨によって災害が引き起こされるリスクが多き箇所は、先ほど8番議員の質問にも出てきましたし、また、長側の答弁にも出てきましたが、村内各所に点在をしています。

とりわけ葛島地区の皆さんが以前より心配をされ、東日本大震災により、さらに不安が増大している南向発電所の導水路について伺います。

ご存じのように、中部電力株式会社南向発電所は、電力王と言われた福沢桃介が生涯最後に手がけた発電所として大正末期に設計され、昭和2年に建設着工、昭和4年に運転を開始し、今日に至っているところでございます。今では信じられないような短期間での工事であったわけです。

現在は、24万tの最大貯水量を誇り、毎秒3.7tの最大使用水量を要して2万6,000kwの発電を行っております。

また、平成12年には、隣接敷地にミニ公園をつくり、地元の皆さんの憩いの場所としても親しまれております。

村においても、近代化遺産としての、その存在価値は大きく、村のシンボルの一つになっています。

この発電所は、昭和4年4月に運転開始以来、83年の長きにわたり純国産エネルギーとして水力の有効活用と電力の安定供給に寄与してまいりました。

しかし、長年の活用で全体に設備が経年劣化や老朽化しているのも事実であります。この間、平成10年9月から平成12年6月までに発電を停止して改修工事も行われ、現在も定期点検は行われていると聞いております。

この導水路は、駒ヶ根市中沢の天竜川水系南向ダム、通称、私ども、子どものころから吉瀬ダムと言っておりましたけれども、この南向ダムから取水し、発電所までの11kmを脈々と流れる水資源を長年にわたり守るとともに、発電の重要な役割を果たしてきました。

導水路の構成は、隧道部分が約9kmと大半を占めております。あと、暗渠部分が若干400m、そして、開渠部分、いわゆる露出している部分が約1kmとなっております。

葛島地区の皆さんが心配される理由は、この地籍において、この開渠区間を有していることでもあります。つまり、震災により導水路に被害が出た場合、隧道区間よりも極めてリスクが高いことでもあります。特に導水路に亀裂が入り、水圧等で水が流れ出た場合、人名や家屋、土地に甚大な被害が出るのが予想されます。

そこで、このような状況を踏まえて、導水路について、村としてどのような危機意識と認識を持っていただけるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○総務課長 平成20年の6月の議会で同様をご質問をいただいております。このときの答弁でございますが、まず、吉瀬にあります南向ダムにつきまして、中部電力が東海地震について、県の防災計画に基づき河川管理施設等構造令、これは国が定めている構造基準のようなものだそうでございますが、これに従って検討した結果、十分安全であることが確認されているというようなことでもございました。

南向発電所の水路構造物の地震に対する強度、耐震度合いにつきましては、南向発電所の水路は、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、大部分——大部分がつか堅固な地盤、岩盤上につくられている地中構造物が大部分でございます。大きな被害を受けることはないと確信をしており、ダムと同等の耐震性を有していると考えているという回答をいただいております。

水路については、今、ご指摘のとおり、中川村に入りまして、一部、開渠区間、約1kmほどがあるわけですが、毎月1回、構造物の点検は行っていただいております。3年に一度は水をとめて水路を空にし、放水をしましての水路の内部の点検をしているということでもございます。

したがって、導水路部分と、最後に水を落とす手前に水槽部分がありますけれども、この2つの物について、空——空というか、その下も空にするわけでもございますけれども、放水をして水路内部の点検もするということが決まっております。現に、

これは3年ごとに調査をしております。していただいております。

今年の11月にも、その3年目の時期を迎えるそうございまして、南向ダム管理所、こちらのほうに問い合わせをいたしましたら、11月には止水、放水をしての調査を予定していると、こんなような回答でございました。

震度4以上の地震が発生した場合には、実際には構造物の点検を行うこととしているという回答でございました。

平成10年～12年にかけては、先ほど議員のほうで事前にお配りをいただきましたが、発電所、水路の大規模な改修と修繕工事を行っていただいております、耐震上は、大きな被害は、発生することはあり得ないと考えているが、万が一、構造物に大きな被害が見られた場合、直ちに取水を停止する措置を行うということでございます。

村としましては、導水路がコンクリート構造物でございまして、絶対に壊れないものという認識は持ってはおりませんが、東海地震や伊那谷断層系の地震による最大震度7、東海地震のほうでは、これは修正があるかもしれませんが、いずれにしても、伊那谷断層系の地震では最大震度7を見ておりますので、7に対しての安全性の確保については、もちろん重大な関心を持っているということで、答弁をさせていただきます。

○3 番 (藤川 稔) ただいま十分安全とのご答弁をいただきました。

今の答弁の中にも出てまいりましたが、平成20年の議会6月定例会にも同様の質問が出され、それ以前には平成7年の議会3月定例会においても同様の質問が出されております。いずれも安全との長側の回答でありました。

私は、安全とはいえ、現場を見る限り、絶対に安全とは言いがたい状況であると思っております。近い将来、当村も地域防災対策強化地域になっている東海地震が発生した場合、恐らく甚大な被害が出る可能性があるかなと危惧しているところでございます。

資料としてお手元にお配りしました写真を見ていただきたいと思っております。

ページに添って北組地区から渡場地区までの関係箇所の写真を撮ってまいりました。

見ていただいたとおり、運転開始以来83年を経過し、経年劣化が著しく、特にコンクリート部分については、かなりのクラックを生じております。

1ページにつきましては、北組地区の開渠箇所でございます。西側に傾斜地を抱えておりますので、仮に、想定として大規模な地震が発生し、亀裂を生じたときには、水圧によって決壊も予測され、傾斜地のため、瞬く間に民家へ流水が押し寄せる可能性があるかなと、そんなふうに見てまいりました。

2ページにつきましては、これは下平地区、八幡神社の南に当たるところでございますけれども、その開渠箇所でありました。フェンスがありましたので、中を除くことは困難でありましたけれども、この下の写真を見ますと、このコンクリートを打った部分が非常に経年劣化をし、一部、コンクリートが崩れているような状態でございます。

3ページにつきましては、葛北地区の開渠箇所でございます。見ていただいたとおり、上下ともに経年劣化したコンクリートがはがれ、上の写真につきましては、はがれ落ちたところに小石、砂利が露出をしている状況であります。下も同様に亀裂が目立ち、応急措置をされた様子が見えるところであります。

次の4ページにつきましては、これは柏原地区の水槽、余水路、導水路から余って流れ出た水をここで受けて、この西側にある導水管を使って排水をしているということでございます。なかなか、この写真で見てとれないのが残念でございますが、経年劣化し、横に大きな亀裂が、この右側のコンクリートの壁に発生をしていたところあります。

次、5ページにつきましても、同じように表面がはがれ落ち、上の写真ですと、中央に鉄筋が、もう露出している状態でありました。

最後の写真、6ページにつきましては、渡場地区開渠箇所でございますが、開渠箇所というよりも、先ほど総務課長も言われましたように、水槽のある部分から、この導水管を通して発電所に流し込んでいるということで、その導水管と導水路とのちょうど接点になるコンクリート壁でありますけれども、このコンクリート壁にも大きな、縦に亀裂が入ってございました。この導水管2本のうちの右側の、また右の縦の部分で若干わかるかなと思っております。

それと、その下の写真につきましては、導水管を支える支柱も非常に経年劣化が著しく、実際に見ると、この写真よりも非常に亀裂、また、コンクリートが、何かぼろぼろになってしまっているような、そんな状況でありました。

これは、あくまでもコンクリートの表面のみの説明に過ぎません。コンクリート内部までの劣化は知る由もありませんが、相当劣化をし、強度簿即になっているのではないかと推測をしたところあります。

昨年、3・12の長野県北部大地震による、あの栄村の被害を見ると、道路は地割れを起こし、ガードレールごとひずみ、場所によっては2m以上の陥没を引き起こした道路が拝見できました。また、すさまじい土砂崩れや橋の落下など、甚大な被害の状況は、ここにおいてでの皆さんもご承知のことと思っております。

当村においても人ごとでなく、このような状況で果たして安全と言えるのか、現在の導水路の状態を見る限り、はなはだ疑問に感じます。何をもちえて安全かということでございます。

実は、天竜川流域の発電ダムは15あり、南向発電所は古い順から2番目となっております。

資料の最終ページを見ていただきたいと思っております。

これは、先ほど申し上げました平成10年から12年までに行われた設備改修における資料の一部でございます。

この中ほどに、当時、修繕をした箇所が赤く塗りつぶしをされております。左側、この赤い部分が南向ダムであります。水路修繕は、その右側、南向ダム寄りの一部のみの修繕に終わり、南向、いわゆる中川村の区間は、全く手がつけられていない状況

であります。

いま一度お聞きをしたいと思いますが、いろいろな安全の報告は受けているということで先ほどお聞きしましたが、このような状況で安全は十分に確保されていると思いますか。もう一度お聞きをしたいと思います。

○総務課長

先ほどお話がありましたとおり、平成7年にも、実は阪神淡路大震災のあった直後かと思いますが、同様の議会でのご質問をいただいております、そのときの調査した結果についても、先ほど申しましたとおり、コンクリート構造物につきましては、河川管理施設等構造令に基づいての耐震強度を調査した結果だそうでございますが、確保していると、専門的な調査の結果かと思いますが、そのように承りました。しかも、これは、ダムばかりでなく、導水路及び水槽についても当てはまるということでもございましたので、このことにつきましては、改めて、実は、このご質問をいただいたときに、南向ダム管理所のほうに問い合わせた結果、同じ回答をいただいておりますので、その限りでは安全だというふうに考えているところです。

ただ、今、改めて写真で見せていただきますと、一部、中の鉄筋が見えていたり、碎石等が出ている所もございますので、こういったところにつきましては、恐らく見回りをする中で、十分、中部電力株式会社のほうでも把握はされているかと思っております。ですので、このあたりについて、実は、議員のご質問も含めて、南向ダム管理所のほうにですね、改めて、どういう対策をとっていただくのかということも含めてお願いすべきだなあというふうに思います。そうしないと、やっぱり、この状態を見て、全く安全だと、これは、ちょっと何とも私も申し上げられないところではありますけれども、ただ、毎月——毎月というか、月1回の点検、それから、先ほども申しましたとおり震度4の地震があったときには検査、毎回、検査をするということで、そういう対策をとっていただいているということ最低の安全基準として考えていきたいというふうに思います。

○3 番

(藤川 稔) 平成7年の一般質問、阪神淡路大震災の折のことから、もう既に17年経過をしております。そういった意味でも非常に心配される所でございます。

それでは、行政と中部電力との、この南向発電所、すべての設備について、この安全対策にかかる協定は締結されておられるかどうか、この点についてお聞きをいたします。

○総務課長

協定について明文化したものはございません。

ただし、このダムに関して、南向発電所に関してではございませんで、中部電力と私どもというか、住民の間で一番重要なのは、一つは、広い意味で言いますと、電力回復ということがございますので、そういう点では、何を最優先してということは、今、調整をしております。これは、実際、東日本大震災で、順次、電気を復旧していくわけですけど、そのときに一番重要な手順、ここのところは最初にというのがありやうでございますので、今現在、これは調整をしているということでございますが、もし、ちょっと、このダムの安全対策についてでございますが、これは繰り返しのようになってしまいますけれども、異常かつ重大な状態が起きた場合ということで、緊急時であ

りますが、こういった場合につきましては、中部電力株式会社の長野支店飯田電力センター南向ダム管理所、これが正式名称のようでございますが、から電話により役場に連絡を受けると、どこどこで重大な被害があったので、ちょっと、これは、すぐ止水をするけれども、例えばですね、下流の皆様にも重大な被害を及ぼすおそれがあるというふうな連絡もあるかもしれません。そういう連絡を受けることになっております。その先につきましては、導水路の沿線に生活をする皆様、特に葛島の方たちでありますけれども、この皆さんについては、安全な避難をしていただくような指示手順、こういったものをつくった上での行動、これを要請するということになるかと思っております。

文書でもって協定をしているということは、ちょっとありませんので、お願いします。

○3 番

(藤川 稔) それでは、中電から、その都度、定期点検をした内容の報告を行政として受けておられるかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○総務課長

点検をした結果について、過去のもとを、ちょっとひもといてございませぬので、何とも申し上げられませんが、恐らく電話連絡だけではなくて、直接、来ていただいて、報告をしていただけるものというふうに思います。

○3 番

(藤川 稔) 私は、そういった当たり前のことができていない状況では、安全とは言えないと思います。安全とするならば、今後において行政が3年に一度の定期点検に立ち会うことも必要であると思っておりますし、その3年に一度の点検内容の概要を心配されております関係地区の総代さんあてに情報開示することも必要ではないかと思っておりますけれども、その点については、いかがでしょうか。

○村 長

基本的に、村で一方向的に決めるわけにはいかないとは思いますが、適切な形で見させていただいたりとか、あるいはご報告をいただいたり、そしてまた、それを住民の皆さん方と共有していくというふうなことは、していかななくてはいけないかなと、ご指摘のとおりかと思っております。

ただ、その辺は、中電さんのほうとも、どんな形で可能なのかとか、すり合わせをさせていただく必要はあると思っております。

○3 番

(藤川 稔) いずれにいたしましても、南向発電所は、自然に優しい水力エネルギーを生み出す発電地であり、なくてはならないものであります。

今後、行政においては、安全対策について、中部電力との関係を密に敷いて、特に開渠部分の設備修繕を働きかけていただき、関係地区の皆さんの安心と安全の確保に努めていただきたいと思いますので、よろしくお聞きをしたいと思います。

次に、危機管理体制について質問をいたします。

災害を事前に予防したり、災害発生後の対応措置を可及的速やかに講ずることが被害を最小限に抑える唯一の手段と思っておりますけれども、当村における危機管理体制はどのようになっておられるのかお聞きをしたいと思います。

○総務課長

地域防災計画、中川村地域防災計画では、先ほどから申し上げておりますが、風水害、震災、その他災害時の対策に分けて、それぞれの防災にかかる基本的及び想定される事項を定めてあります。関係する機関につきましては、実践的な細部計画を定め

てにおいて、具体的な推進に努めるものとする、このように記載をされております。

役場の危機管理体制につきましては、事前に準備期間を置くことができない、特に地震災害対策を中心にしてでございますけれども、災害に対する職員の心構えから災害時の行動をする指針、初動体制の確立、それから、災害対策本部、非常配備の体制、先ほども申し上げましたが、各部、各班の行う応急活動について、防災マニュアルの素案としてまとめてございます。これにつきましては、職員、各課の議論をいただいて、直すべきところは直して、早く確定をして、職員一人一人のものにするということを目指したいということでもあります。

よろしく申し上げます。

○3 番 (藤川 稔) 危機管理といっても非常に幅広いものがあります。

今、総務課長の答弁にもありましたが、地震等を中心とした風水害の災害や大規模な事故のほか、さきの油流出事故に見られるような環境汚染、感染症や食中毒など、社会システムの安定性や継続性を脅かす事態と、それらの対応が想定をされます。

危機管理は、豪雨や地震対策を中心としていることが多いために、あえて危機について定義する必要がなかったかと思いますが、対応すべき危機の範囲が拡大してきている現状では、危機の概念を定義しておく必要があると思います。

さきの油流出事故に伴う危機管理の徹底は、既に全協を通じてお聞きしておりますけれども、この機会に、感染症でありますとか食中毒でありますとか、そういったものへの危機の備えは万全にさせていただきたいと思います。

今後において、こういったものを含めて対応を進めていただければありがたいと、そんなふうに思っております。

また、今回、リニューアルされた村のホームページには、県の防災情報のみが掲載され、村独自の防災情報が掲載をされていません。

以前の議会の一般質問でも、ほかの議員からも出ていたと思いますけれども、私が見落としているとすれば申しわけありませんけれども、村独自の防災情報の発信については、今回のリニューアルされたホームページにはないと認識をしておりますが、そのとおりでよろしいですか。

○総務課長 村独自の、そういったものについては、掲載をしてございません。

1つは、県の降雨、それから災害時の、何ていいますか、データといいますが、日々動くやつ——やつといいますが、正式な名称は、ちょっと忘れましたが、そこにリンクをするということを、まず、第一に考えておりましたので、これは、引き続きごらんいただけるわけではありますが、村に関しての情報は載せてはございません。

○3 番 (藤川 稔) 1つ、例を紹介しますと、伊那市では、伊那市防災情報として次のような情報を盛り込んだ内容を伊那市のホームページにアップをしております。約12ほどありますけれども、1つは防災マップの掲載、当村でもハザードマップが各世帯に配付されておりますが、ホームページ上でこの項目をクリックすればマップが出てくるというような仕組みの構築、あるいは放射性物質に関する情報の発信、現在、伊那市の場合は、伊那市に発生している防災情報、また、防災にかかわる気象情報、そ

れと市民に対して災害に備えての心構え、それと市内の避難所一覧、それで普段から準備しておくこと、消防署、消防団の項目もあります。防災リンクということで、伊那市の場合は、ここから県やなにかの防災情報へリンクをしているということでありますので、できれば、トップページにバナーを張って、防災情報が、そこでワンクリックで開いて、こういった項目が構築していただければ、見られるというような仕組みづくり、大切なあとだと思いますので、今後においてご検討されることを切に希望をいたします。

次に、自主防災組織の育成について質問いたします。

言うまでもなく、発生が予測されている大地震から自分や家族の命を守るためには、みずからの身の安全はみずからが守るといった自覚を持ち、さまざまな事態に備え、普段から十分な対策を講じておかななくてはなりません。

しかし、ひとたび大地震が発生すると、災害の拡大を防ぐためには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もございます。

このようなとき、地区や隣近所の人たちが互いに協力し合う互助、防災活動に取り組むため自主防災組織が必要になってきます。

そこで、当村の地域防災計画にもうたわれておりますけれども、自主防災組織の育成について、過去において、また、現在においても結構でございますけれども、育成強化をどのように図ってこられたのか、この点についてお聞きをいたします。

○総務課長 まず、例年、実施をしております防災の日に前後して行う自主防災組織の避難施設への集合、点検、点呼並びに消防団に協力をしていただいている消火訓練、消火栓からの放水訓練等を行っているというのは、1つ、どこの地区もといいますか、自主防災組織の基本の活動としてやっていたところでもあります。

それから、お年寄りの方や体に障害のある人、子ども、妊婦等の災害時の要援護者と言われる皆さんですが、これを助け、どのように避難するかというときのもとになる災害時要援護者間マップづくりでございますが、これを社会福祉協議会にお願いをしまして、マップづくりの演習を行っているところです。演習ばかりではなくて、それぞれの地区で、これを更新をしていただいております、平成16年から、これは取り組んでおまして、一定の、すべての地区でローリングをしていただいたということになっておりますが、この物については、対象の方が、毎年、日々、変化をいたしますので、これは、毎回、確認をしていただく必要があるかと思っております。早い地区では、2回、横前等の地区でありますけれども、2回ほどマップづくりを終えているという確認をしていただいているということは、情報では入ってきております。

それから、災害時の通信手段としてあります防災行政無線の、それぞれにあります子局、それから、地域住民の方に連絡をし、避難指示等の連絡を行う避難、そういう訓練を、地区総代の皆さんを通じて、毎年、行っていただいております。

それから、子局のほうから災害対策本部との通信ができるアンサーバック子局というのがございます。これからの通信の方法についても、同様に、毎年、総代さんが新しくなりますので、これについては、毎年、練習というか、説明をして、訓練をして

いただいていると、こういうようなことをしているのが現状でございまして、育成というふうに大げさについていうか、大きくは申せませんが、こういったことを中心には、過去、やってきているところでございます。

○3 番 (藤川 稔) それでは、この自主防災組織が村内全地区で組織され、また、それぞれの地区において、今の話のありましたように行動マニュアル等が整備されているという、そういう認識でよろしいでしょうか。端的にお答えいただきたいと思います。

○総務課長 そういうご理解をいただければと思います。

○3 番 (藤川 稔) ひとたび大災害が起こった場合、防災関係機関は、総力を挙げ、災害応急対策に取り組みをいたします。

しかし、道路の寸断や建物などの倒壊、断水や停電などにより、その活動が制限されることもあります。このような場合に備え、自主防災組織は、日ごろから地域内の安全点検、災害時要援護者の把握、防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施など、被害を最小限にとどめるための取り組みを行わなくてはならないと思います。そうした意味でも、地震が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救護活動を行うなど、非常に重要な役割を自主防災組織は担っております。

今後、地域防災計画の見直しとともに、さらに自主防災組織の育成と強化を図っていただきたいと思います。

次に、村長の公務について質問をいたします。

答弁については、端的にお答えをいただきたいと思います。

去る4月22日に消防団の春季訓練と観閲式が行われました。

村長は、公務であるこの行事に欠席し、東京において、ライフワークである積尊の教えと社会の変革について討論会の講師を務めたと聞きますけれども、事実でしょうか。

○村 長 事実かどうかということ言えば、事実でございます。

○3 番 (藤川 稔) 事実とすれば、この行事が、毎年、この時期に行われることは事前に承知していたはずではなかったのですか。

また、庁内において年間行事の日程確認はされなかったのでしょうか。

○村 長 毎週第何曜日というふうな形で、その前後についていうふうなことはあったかと思えますけれども、そういう形ではなかったのではないかと、その、実は、その経緯というふうなことも問い合わせをいただいているところですけども、1月の時点で雑誌の原稿依頼と、それから講演をしてほしいということでご要望を受けて、2月に、その日程が決まって、その時点で、それまでの過去の手帳なんかも見、このころどうかなってというような、その時点では、その日には入っていなかったということで、お受けをしたというふうなことでございます。

そして、その村のパソコンの業務予定表のほうに、この日は、ちょっと用事があるのでというふうなことを、その2月の時点でインプットをしておいたということなんですけど、その後、日程が決まってきたというような、そういうような段取りでございいます。

○3 番 (藤川 稔) 通常、考えれば、この4月の中旬、この時期には、毎年、この行事があるというのは、長たる者、やはり、きちんと、私は、認識をし、意識をするべきだと、そんなふうに思いますが、いかがでしょうか。

○村 長 先ほど申し上げましたように、今までも何年もやってきておりますので、その間の古い手帳なんかを見て、第何曜日がどうこうっていうふうなことは、スケジュールを見て、必ずしもその日ではないというふうなことは把握をしていた上で受けたというふうなことでございます。そうじゃないと、ちょっと、そのころについていうふうなことで、向こうのほうからのご指摘もあったし、その中で、その時点、空いておったし、そういう状況でございます。

○3 番 (藤川 稔) それでは、自己判断ということで、関係部署の総務課長等々には日程の確認はされなかったと、そういうことでよろしいですか。

○村 長 ですから、その2月の時点でスケジュール表にインプットをして、その後で決まってきたというふうなことでございますので、そういう形で村の中では共有できるかなという意識でございました。

○3 番 (藤川 稔) 結果は結果としてですけども、消防団の行事は公務であり、討論会は個人的なものであると認識をされておりますか。

○村 長 個人的かどうかということでは、個人的かと思えますけれども、ただ、このことについては、この主催者の方からは、もう2010年のときから、ほかのテーマで、雑誌のベーシックインカムについてでしたけども、現行の依頼があったりとか、それから、その皆さん方が中川村に見えて、合宿をされて勉強会をされたり、望岳荘に泊まって望岳荘の研修室で勉強をしていただいたりというような、いろいろおつき合いがございました。

それからまた、公務か、私も私用というふうな形でコンピューターのスケジュール表に入れたぐらいですから、公務だというふうには思っておりませんが、ただし、そのイベントというか、そういう講演会の告知につきましては、私の肩書のところには中川村長というふうな形で入っているし、そういう形で、ホームページ上、それから配布物、それから雑誌への、ほかの雑誌への掲載、広報掲載というふうなこともなされているというふうなことで、中川村というか、ある意味、村のファンにもなっているかと思うし、余り段取りを踏んで決めてきた日程の中で、こちらの都合で、それを、準備を積み重ねておられる中で、それをキャンセルさせるっていうふうなことは、ちょっと心苦しいのかなというふうな判断でございます。

○3 番 (藤川 稔) どうも、私は、村長、ライフワークとなると、何か周りが、こう、見えないっていうか、そういうような部分があるかなあというふうな感じを持たざるを得ません。

また、私的にもかかわらず、こうして講師としての肩書は長野県中川村村長という肩書になっておりますが、公私混同ではないでしょうか。

○村 長 配布物には、そういうふうな、主催者の方は書いておられました。

また、その自己紹介、このことに限らずですね、どういうふうな自己紹介、講師の

紹介をどういふふうにしたらいいんでしようかというふうなときには、略歴を述べよと、略歴を書きたいのでというふうなときには、その部分を除くわけにはいかないので、その部分も含めて紹介をしているというふうなことでございますので、そこで、そういう紹介があったから公私混同だというふうには思わないです。

○3 番 (藤川 稔) 私、ライフワークであるなら曾我逸郎で出させていただきたいと、そんなふうに思います。

また、村長は、消防団の最高責任者であり、任命権、承認権、許可権を有し、消防の組織運営、一切を取り仕切る立場にあり、その権限を消防団長にゆだねております。

また、村長は、団長とともに消防団の団結と団員の士気の高揚に最も努めなければならない任務を担っております。

今回の行動は、公務放棄ともとられかねない行動であり、村長は、この職務としての公務、また、消防団に対してどのような意識と認識を持っておられますでしょうか。

○村 長 先ほど、ちょっとコメントを忘れたので、つけ加えさせてもらいますけれども、ライフワークだから、何というか、判断の基準を誤っているのではないかというふうなことをおっしゃっておられました、それは全然違う話で、はっきり言って、ライフワークについて、私は、非常に、今、なおざりにせざるを得ないなというふうなことを感じております。これは、先ほども申し上げたように、向こうの約束が、先に約束が決まって、準備を着々と進めておられる、それが、準備を進めておられるのをひっくり返して迷惑をかけられるような状況ではなかったという意味で、その日程を変えることは、こう、難しいというか、失礼に当たるなど、かえって、その村についても、ひょっとすると村の名前にも泥を塗ることにもなるかもしれないなというふうな思った次第です。

それで、当日は、副村長さんに出ていただいたんですけども、副村長さん、そういう形ですね、組織というやつは、私も、いろいろ出張で東京へ行ったりっていうこともありますし、いろんなことが起こったりすることがあるわけですよ。その中で、そういう中でも対応ができるような形の組織っていうふうな形で動くというような形でやっているかと思っておりますので、まず、その日については、そういう形で準備を進めておられるというふうな中では、対応として、もう、前々から、2月の時点から決まっていたというふうなことだったので、それを、そちらのほうに私が行って、消防のほうについては経験豊富な副村長さんに対応をお願いするというような判断をしたというのが流れでございます。

消防団に関してのどういふふうかというふうなことなんですけれども、消防団の皆さん方は特別公務員というふうなことでございまして、非常に、何というか、少ない、わずかな、報酬があるとはいえ、非常にわずかな形で、実際に出動に関してはボランティアというふうな、訓練手当とかあるかもしれないけども、出動に関してはボランティアというふうな形で出てきていただいております、それぞれご自分の家庭、あるいはお仕事というふうなものを持ちながら、特に最近、なかなか、夜勤があったりとかですね、遠方の仕事をしていられたりというふうなこともありな

がら、平日、祭日、日曜日、あるいは、昼間、夜を問わずですね、たくさんの消防団員の方々が、いざというときには駆けつけていただいて対応をしていただいていると、伊南消防と協力しながら、役割分担を上手にして、今までずっと、私が、少なくとも村長になってからはですね、非常に的確に素早い対応をしていただいて、私が現場に行ったときには、たいていの場合では、常に、もう一山越えたような状態になっているというふうなことで、頑張らせていただいているというふうなことで、大変ありがたく、感謝に堪えないと、本当にありがたく活動しているというふうな思っております。

それから、消防団員の皆さん方は、その地域を守るという防災意識だけではなくてですね、例えば保育園とか、いろんなところの役職なんかも、PTAとか、そういうものを背負っていただいているのも消防団員の方が多し、また、基本的に、その防災のみならず、地域のために貢献しようという非常に高い志を持っていただいている方でやっていただいているというふうなことで、ありがたく、また、尊敬をしているというふうな状況でございます。

○3 番 (藤川 稔) まさに村長の言われたとおりになんです。消防団員は、生活を抱え、また、いろいろな行事を抱え、一生懸命、日夜、村民、住民のためにやっている組織、人たちなんです。もう少し、この消防に対して意識を高く持たいただき、危機意識を常に持ちながら行動をしていただきたいと思います。

時間になりましたので、最後、しめをいたしますけれども、村長も、2期目も、あとわずかでございます。全身全霊を傾注して村の発展に尽くしていただきたいことを切にお願いいたします、私の質問を終わりといたします。

○議 長 これで藤川稔議員の一般質問を終わります。

次に、9番 竹沢久美子議員。

○9 番 (竹沢久美子) それでは、私は、さきに通告いたしました子ども子育て新システムへの対応と子育て支援についてお伺いします。

国会では消費税増税を柱とした社会保障と税の一体改革関連法案が審議入りし、採決に向け条件整備を進めるため、野田首相は、6日には自民、公明との会談を行い、国民の反対世論にも背を向け、会期末までの成立に執念を燃やしています。

社会保障の安定財源の確保を図るために改革としていますが、2014年、平成26年4月には5%から8%に、2015年、平成27年10月には、さらに10%に引き上げる、現在の消費税が倍になる改悪です。

3年後には、消費税の増税を含め、年金給付額の大幅引き下げ、介護保険料や後期高齢者医療、国保料の値上げも計画されており、国民全体の負担は年間20兆円にもなるとの試算も出されております。

消費税は、みんなが負担する公平な税金だとの声もありますが、税の本来の精神である払う能力に応じて負担するという考え方からすると、所得が少ない者ほど重くなる消費税は、弱者ねらい撃ちの不公平な税だと思います。

こうした一体改革の中で、子ども子育て新システム関連法案が特別委員会に付託さ

れました。まだ、法案として成立したわけではありませんが、新システムの主な財源は消費税増税とされており、消費税とセットで進められるものと思います。

村では、子育て支援を村政の大きな柱としてさまざまな施策に取り組んできました。定住人口の促進など、さまざまな施策が行われております。乳幼児の医療費の無料化の高校卒業時相当まで、集いの広場バンビーノの運営、第3子以降の出産祝金など、さまざまな支援がされており、保育所運営についても1億4,000万円近いお金が使われております。

現行の保育制度は、国と自治体との公的責任を掲げていますが、新システムでは、国や自治体への責任は後退しています。

保育関係者や保護者から不安や心配の声も聞かれます。

保育制度が根本から変わる制度について、村としてどう考えているか、基本的な事項についてお聞きしたいと思います。

現行の保育制度では、国と自治体の公的責任、いわゆる保育に欠ける児童の入園申し込みなどは市町村が受け持っております。

しかし、新システムでは、保育の必要性を認定証を市町村に出してもらって、親の労働時間や、それから、例えばパートなどだとか、フルタイムだとかの短時間、長時間、それから、3歳以上の幼稚園教育の必要なことなども、こうした、本当に、中川村では、今、2園あるわけですけど、対応を考えていないような、今、現状が持ち込まれようとしていますが、そうしたことについての考えをお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長 今、審議中でありまして、国ほうから示された内容が大分変わってくるのかなという動きがあるわけでありまして、今現在示された内容で、こちらで判断をしている部分について答弁をさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、市町村の責任ということでもありますけれども、今、お話にありましたように、市町村は、保育需要量などの調査と必要な子育て支援の体制、それから内容や実施時期などを盛り込んだ事業計画を策定をして、さらに利用者の保育の必要性を認定することになっております。

当村で考えてみますと、村で設置をした保育園でありますので、保健福祉課で保育に欠けるという認定をして、保育所を運営する村が児童を受け入れるということになるかと思っておりますけれども、そういった意味では、大きくは変わらないのかなということで考えております。

○9 番 (竹沢久美子) 私も、そのことが、やっぱり確認できることが一番ではないかと思っております。今までやってきた子育て支援やなんかが、全部、このことによって信頼関係もなくなってしまうのではないかという思いがしております。

また、この国の制度変更によって、例えば、公費による財源保障については、今までは、保育料についても、父母が収入に応じて応能負担という形をとられておりました。しかし、これからは、保育園が徴収して応益負担になるというようなことも懸念されますが、その点についてはいかがでしょうか。

○保健福祉課長 子ども園——子ども園ってということで、国のほう、考えているわけですけども、

幼稚園、保育所を子ども園という枠組みを中心に再編成をしまして、幼稚園と保育所の機能を一体化した施設を総合子ども園というふうにしようとしているというふうになっております。

それで、認定と契約をするわけでありましてけれども、子ども園の利用を希望する保護者は、就労状況などによって、自治体から長時間利用、それから短時間利用などの保育の必要性の認定を受けて、施設と直接契約を結ぶということであるかと思っております。

利用料につきましては、具体的な金額は決まっておりますけれども、長時間ですとか短時間などの利用時間ごとに所得に応じた応能負担で決めるとしてございまして、今の幼稚園や保育所を基準として、大きくは変わらないということにされているというふうなことかと思っております。

○9 番 (竹沢久美子) 2点お聞きしたわけですけど、そうした中では、村としては大きく変わらないということで、私、今までは、大変安堵したのですが、国の施策として、今までの待機児童解消のためというようなことで、保育園の最低基準なども、これが、ある程度、緩和されてくるというようなことがありますけれども、村では、この点についても、今までどおりという考え方でしょうか。

○保健福祉課長 新システムにつきましては、保育所の待機児童の解消を目指すということが一番にうたっているわけでありましてけれども、その大部分を占める3歳未満児の受け入れというのを、幼稚園団体の反発が強かったことから、その総合子ども園に義務づけをしていないということがあります。そして、待機児童の解消につながるかどうかというのは不透明だと言われているわけでありまして。

当村について考えてみますと、2つの保育所で3歳以上児につきましては、すべて保育に欠けるとして入所ができておりますし、また、保育の需要が増えてきております1歳児ですとか2歳児の3歳未満児につきましては、今現在は、その部屋の定員もありまして、定員、目いっぱい受けているという状況でありますけれども、今後、片桐保育園のほうに未満児の皆さんが入れるような増築ということも考えておりますので、そこらへんについては、今までのようにできていくというふうに考えております。

○9 番 (竹沢久美子) いずれにしても、まだ、詳しい法の内容が提示されているわけではありませぬので、判断材料も、まだ大変だと思っておりますけれども、今、お聞きする中では、待機児童解消のためとして国や自治体が法的な責任を放棄して株式会社の参入などしながら保育をもうけの対象にするというような形になってこなければいいかというような思いがしておりますし、中川村においては、大筋では変わらないということなので、ぜひ、そのことを、国からのいろいろな通達等も来ると思っておりますけれども、維持していただきたいと思います。

そして、どの子も本当に必要な保育が受けられる公的制度、今までのような部分が維持されることが必要だと思っております。

それでは、2番目といたしまして、中川村子ども育成推進会議についてお聞きしたいと思っております。

3月議会で提示されましたが、中川村子ども育成推進会議が2012年の2月に子育て

5カ条というものを制定したとのございます。それで、今後、制定された5カ条の目標に向けて、どのような取り組みや展開を考えているのかお聞きしたいと思います。

例えば、村民への周知については、子どもさんがいる家庭は知っていると思いますけれど、私たちも議会の全協の中で説明を受けただけですし、それで、子育てに対して村内での共通認識ができれば、また、子育て支援や、かかわり方も違ってくると思うので、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○教育長

それでは、お答えをいたします。

子育ての目安、あるいは手がかり、そういったものとして5カ条というものを制定いたしました。

今、お話のありましたように、村民への周知とか共通認識で、その目標に向かっていくということは、大変大事なことだというふうに思っておりますので、現時点では、保育園、それから小中学校の全家庭、保護者にチラシを配布し、そしてまた、主な公共機関、あるいは施設等にも模造紙大のポスターをお願いをして掲示してあります。また、村の広報のほうでも掲載をして、いわゆる子どもさんを持っていない家庭の皆さん方にもわかっていただきたいということで掲載をしてあります。また、いろんな会議等でも、そのPRに努めて、こういう子育て5カ条を制定したので、こういうところに載っているの、ぜひ、見ていただいて、参考にさせていただきたいというようなPR等をしておりますし、また、ときどきは、いろんな方があいさつの中で、その一節なり1つの言葉を利用していただいて、あいさつに使っていただいたりしている、そのことも大変ありがたいというふうに思っているところであります。

現在、その推進会議を構成しているいろんな部署があるわけですが、それぞれ、それぞれの反応を見たり、また、意見等も聞いたりしているところであります。

今後につきましては、村の新しくなりましたホームページにも掲載をしていきたいというふうに思っておりますし、また、その会の中でも、大人向けのものはできたんだけれども、ぜひ、それを子どもがわかるように子ども向けのものも必要ではないかという意見もありまして、この子ども向けにつきましては、子ども向け5カ条というわけにはいきませんので、5つの約束とか、その表題から始まって、いろいろな内容も含めて少し検討をしていきたいというふうに考えております。

そして、できるならば、何か子どもたちの、ちょっと、これは、まだ、きちんと決まっていることではありませんけれども、一つの方向として、下敷きに印刷して配るとか、そんなことも考えられるかなあというふうに思ったりしておりますけれども、あるいは、いろいろな教科書を配布したときの封筒に印刷するとか、いろんなことが考えられますが、そういったことも含めて、今後、この推進会議でもって意見交換をしながら検討をして進めていきたいというふうに思います。

いずれにしても、いろいろなところで、このことが話題になって、いやあ、これは、もうちょっとこういうふうに変えたほうがいいんじゃないかとか、こういう内容も含めたほうがよくはないかというような、そんな意見も含めての、この話題を盛り上げ

ていただくことが大変ありがたいというふうに思っております。

以上です。

○9番

(竹沢久美子) いずれにしても、中川村の子どもたちをこんなふうに育てたいという思いが詰まっていると思います。そうした中で、今もいろいろなところで話題になるようなというお話がありましたけれど、具体的に、関係機関も含めて、例えばテーマを決めて取り組んでみてはどうかというようなこと、例えば、今年はこの中川の子どもたちはあいさつができるので、余りあいさつを、今年、取り組んでもどうかと思うんですけど、年ごととか、また、年間テーマでとか、学年を区切って、こんなことをしたらどうかっていうような、前にも、私、提案したんですけど、例えば、子育て5カ条の中の4番目に「あいさつ、読書で豊かな心 ゲーム、テレビから抜け出そう」というような場面があるんですけど、ノーテレビデーなんかはどうだろうっていう提案をしたら、そんなことは各家庭でやれというようなご批判も受けましたけれど、例えば、そういうようなことを、ポイント的なことを取り上げて、テーマを決めて取り組むというようにお考えはありませんか。

○教育長

大変貴重なご意見をいただきまして、ありがたく思います。

そういったテーマ別に考えたり、あるいは年度別に、あるいは学年別に、いろいろ方法があるかと思ったり、あるいは、そのテーマ別にも入るかと思ったり、部署ごと、場合によったら、本年度は、学校関係ではこういうこと、あるいは保健福祉課の関係ではこういうこととか、そういうようなことも考えられるとは思っていますので、いずれにいたしましても、今、制定して、少し、まだ日が浅い段階ですので、その協議会の中でも、これを、どうみんなの共通のものにして、より浸透させて、実のあるものにしていくかということ、これから、また、近々、会議もありますので、検討していく場がありますから、十分そのことを、ご意見等を含めまして検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○9番

(竹沢久美子) 財政的な支援や、そうしたことももちろんですけど、こうした5カ条ができたので、ぜひ、みんなで、村民みんなで子育てを応援するというような体制になっていけたらと思っておりますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

続きまして、子どもが不登校となったときですけど、親は、自分の子育てに自信をなくし、対応に戸惑います。

子どもたちを取り巻く環境は非常に苛酷なものがある中で、どの子どもでも起こり得ることだと思っております。

そうしたお母さん方との対応の中で、中間教室設置の提案もして、2010年まで予算化もされてきましたが、現在は、中間教室の予算はありません。現在、教育相談員、学校復帰支援員などで対応されていますが、実態と復帰支援の状況についてお聞きしたいと思います。

○教育長

冒頭で、ちょっとお断りしておきますが、現在、中間教室は存在しております、また、後ほど、ちょっと細かくお話いたしますけれども、予算も確保されております。

今、お話がありました不登校等も含めまして、そういったときの教育相談にかかわってでありますけれども、村には教育相談員というのが1名おります。この方は、今、出ました不登校の問題も含めまして、発達障害等も関連をしながら、そういった子どもたちの実態把握に努めて、学校の職員等、あるいは保護者等の相談をしたり、こちらから働きかけて相談をしていく場合もありますし、逆に保護者等から、あるいは職員等からの相談を受けて相談をしている場合もありますし、また、ときには、夜、家庭訪問等も行ったりしております。

そういった業務とともに、もう1つは、就学相談にかかわりまして、保育園、あるいは療育機関、あるいは学校等を訪問して、その子どもさんにかかわる職員等の懇談をしたり、また、実際に、そういった子どもさんを自分の目で見るといことから、保育参観をしたり、あるいは授業参観等も行っており、そういった指導を総合的にまとめて、そのお子さんの適正な就学に向けて対応を行っているわけでありまして。

したがって、教育相談というのは、不登校等も含めまして、非常に広い範囲での教育相談ということを行っていただいております。

もう1つ、中間教室の関係ですが、予算的な、ちょっと、名称で、学校復帰支援員というような形に現在なっているかと思っておりますけれども、中間教室の指導員として、中間教室への来室生、現在、1名、該当の子がおりますけれども、その対応を行っていただいております。学習や運動、また、図書館とか文化センター等々への訪問等を行ったりして、いろんな社会性を身につけたりして、できるだけ早く学校へ戻る、そういったことを目指して、毎日、活動をしていただいております。

中間教室の指導員は、その子どもの対応とともに、状況によっては家庭訪問をして保護者の方と話をしたり、また、学校の担任との懇談等も行ったりしておりますし、また、いろいろな状況によっては、スクールカウンセラーや、あるいは教育事務所の指導の方からも、実際に、いろいろ懇談をしながら指導を受けたりと、そんなことを行っているところであります。

以上です。

○9 番 (竹沢久美子) 非常に教育相談員の方も就学関係の対応だとか、それから発達障害の方たちの就学について等、活躍されているということでございますけど、今、中間教室の対応児は1名ということでございますけれど、今までも、なかなか、その教室へ入れないとか、そういうような子どもたちがおりましたけれど、そうした状況は、今、大分よくなってきているという解釈でよろしいでしょうか。

○教育長 そういった傾向の子どもさんが、かつては、7～8年前にはトータルで10名近くの子どものさんがいたというふうに記憶しておりますけれども、現在は、1名ないし2名というくらいで、大幅に減少をしております。これも、学校はもちろん、いろんな関係の皆さん方のおかげであるというふうに思っているところであります。

以上です。

○9 番 (竹沢久美子) 先ほども出されましたけど、保育園の問題でもありましたが、障害のある子どもさんたちが、軽度や多動性の問題なんかに対しても、村は支援をしてお

ります。そして、そうした中で、特別な問題はないのか、もっと、こうした支援をしてほしいとか、そんなような声はないのかお聞きしたいと思います。

○教育長 小中学校におきましては、西小学校のほうには、特殊支援教育支援員というのを配置いたしまして、やや障がいの関係の子どもさんたちが多いという表現は、ちょっとまずかもしれませんが、何人かの子がおりますので、そういった個々の対応を十分にする必要があり、そういう支援員を配置しておりますが、東小につきましては、特別、現時点では、人数も減ってきておまして、そういった必要がないという判断で配置してはおりませんが、特別、学校のほうから、いろんな要望とか要求がある段階ではありません。

以上です。

○9 番 (竹沢久美子) ただいまお聞きしましたが、子どもたちの姿は、その社会の豊かさを示す指標であって、経済的な豊かさだけでなく、心安らかに暮らせる環境があるかどうかだというようなことを、例えば不登校の子どもさんの関係者が申しております。

今、二十前の方たちも含めて、これは教育委員会の対応する部分ではないかもしれませんが、社会的なニートとか、社会的な引きこもりも70万人、全国で70万人と言われております。非常に大事な若い方たちが、こうした状況にあるっていうことは残念です。

村としても、子育て支援ということで、教育委員会の関係、また、保健福祉課の関係ということがあって、なかなか社会教育のほうの部分までは手が回らないということはあるかと思っておりますけれど、こうしたことも、ある程度、今後、対応が必要ではないかと思っております。

それでは、4番目に就学援助費についてお聞きしたいと思います。

非正規雇用や高齢化により生活保護受給者が209万人を超え、一部、マスコミや国会で不正受給の問題が指摘されています。

しかし、大多数の受給者は、それがなければ生きていけない人が最後のセーフティネットとして申請して認められたものであり、憲法25条に基づき定められている制度だと思っております。

こうした状況は、子どもの貧困にも及んでいます。

2012年、本年度の予算でも就学援助費の予算が約320万円、特別支援教育として40万円、360万円近くが盛られております。こうした予算範囲内での現在までの取りまとめ状況はどのようになっているかお聞きしたいと思います。実態について。

○教育次長 それでは、現状についてご説明を申し上げます。

中川村におきましては、就学援助の制度としまして、1つ目が要保護及び準要保護児童生徒援助費、2つ目が特別支援教育就学奨励費の2種類に区分がされるところでございます。

24年度、本年度、現時点におきましては、先ほどのお話に出てきました生活保護世帯の児童、生徒を対象とした要保護児童生徒援助費に該当の子どもにつきましては、

中川村では、現時点、該当がございません。

準要保護児童生徒援助費につきましては、16世帯、24名の児童、生徒について申請がされております。申請につきましては、学校長の確認、担当地区の民生委員等の確認を経まして教育委員会のほうへ届いております。申請をして学校長、民生委員の方の確認があったものすべてが認められるというわけではございませんで、23年分の所得の確認をいたしまして、教育委員会定例会を経て決定ということでありまして、昨年分の所得の確認が今月1日からできる状態になっておりまして、申請者から了解を得ておりますので、現時点、所得の確認をしているところでありまして、決定という段階には、まだ、達しておりません。申請の世帯、人数につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。したがって、支給者の決定につきましては、今後ということになります。

特別支援教育の就学奨励費につきましては、これから対象者あてに案内を送付してまいる段階でございます。

昨年度、23年度の就学奨励費の支給の実績につきましては、要保護児童生徒援助費は、該当が、昨年度もございません。

準要保護の児童生徒援助費につきましては、児童数、生徒数では28名、世帯数では18世帯でございます。決算額は252万1,000円でございます。

特別支援教育就学奨励費につきましては、児童・生徒数、世帯数ともに8人、8世帯で、決算額は31万7,000円でございます。

一昨年になります平成22年度との比較では、対象人数では、22年度、23年度、ほぼ横ばいという状況でございます。

○9番 (竹沢久美子) 私が心配しているのは、昨年度を見ましても、予算より実態が少なくなっているんですけど、決定時期が遅いというようなご意見もあります。

それと、あと、実際に、この申請があったものが却下されたりすることがなくて、あれして、この今の予算額で行けるのかどうかということを、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育次長 先ほど申し上げましたが、所得状況によって、申請はしたけれど認められないという場合もございます。23年度の場合には、1名の方が、申請はしていただきましたが、生活保護世帯の所得に比較して1.3倍以上あるという結果が出ましたので、1名の方について、23年度は、お認めができなかったという状況であります。

全員が認められた場合に予算に対して足りるかということですが、世帯ごとに生活保護基準で計算をして、1年間でどれだけの生活費が必要なのか、現時点で、まだ計算ができておりませんので、全員の方を認めた場合に予算の範囲内で収まるのかどうかという結論は、まだ出ておりませんので、お願いしたいと思います。

○9番 (竹沢久美子) 通告にはないんですけど、なぜ、このことをお聞きしたかというのは、準要保護の児童で、中川村では給食費を補助しているわけです。それで、給食費も、長年、凍結というか、ご努力をされてずっと来たんですけど、値上げがされました。

それで、自治体の中には、給食費を助成するというような自治体があります。

例えば、秋田県の八郎潟町は、この4月から小中学生の学校給食費を全額助成して無料化に踏み出したということです。これは、八郎潟町っていうのは、人口が6,639人、世帯数がちょっと多くて2,497戸、これは12年の1月末だということです。それで、対象となる児童・生徒数は、小学生で294人、中学生が144人の計438人とのことです。現在の給食費が、小学生が年間で約5万5,000円、中学生が約6万2,000円で、当初予算では約2,377万6,000円を計上して、この給食費の助成を実施したとのことでございます。

中川村でも、子育て支援ということを前面に押し出しているわけです。そうした意味で、非常に値上げしたときも切なかったんですけど、全額とまではいなくても、給食費に対する助成というようなことは考えていただけるかどうかお聞きしたいと思えます。

○村長 ちょっと、今、どんなふうな形で行われているのかって事例も全然わかりませんし、それによって、どれぐらい、多分、そのことは、補助とかなくて単費でやらずにちゃいけないうことなんだろうなというふうに思いますので、どれぐらいかかって、どれぐらい、どのような効果が期待できるのかっていうふうなところのシミュレーションっていうか、全くできておりませんので、何とも言えませんけれども、子育て支援もさることながら、いろいろ、何か、子どもを増やすこともだし、若い人の人数そのものが、今の瞬間的な反応で申し上げますと、この若い人、子どもの数を増やすことと、村に暮らす若い人の数を増やすことと、両方必要かもしれないし、どっち、そういうふうな方法があつて、どれぐらい費用がかかるのかなっていうようなこととか、いろんなことを全体的に考えた上で判断をしないといけないと思いますので、考えがあるか、ないかって言われると、今は、ちょっとよくわかりませんとしか言いようがないような状況でございます。

○9番 (竹沢久美子) ちょっと、給食費分の、就学援助の中での給食費分の補助があるということで、ほかの市町村からは、中川、よくやっているねっていうようなご意見も伺っております。そうした中で、ぜひ、給食費に対する負担も、村内産の物を使ったりとか、そういうようなことも努力して非常にやっておられるんですけど、とにかく若い人が増えて、子どもも増えないと、村は元気にならないというふうに思いますし、村の柱である子育て支援の中で、こうしたことが少しでも親御さんの応援になったらと思って提案をさせていただきましたので、また、よその事例等も検証して、ぜひ、また、考えていつていただきたいと思えます。

以上です。

○議長 これで竹沢久美子議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後4時29分 散会]